
鴨川市教育振興計画

(第3期 令和3～7年度)

ともに学び未来を育む教育文化のまち
～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

令和3年3月
鴨川市教育委員会

目 次

第1章 教育振興計画の基本的な考え方

1. 計画の概要及び基本的な考え方	1
1.1 策定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	5
1.3 計画の期間	6
1.4 計画の対象	6
2. 計画の推進	7
2.1 計画の周知と情報提供	7
2.2 計画の進捗状況の把握と点検・評価	7

第2章 教育振興計画の基本方針

1. 教育振興の基本方針	9
2. 分野別目標	10
3. 施策の全体像	13

第3章 分野別の取組

I. 学校教育 0歳から15歳までの連続性のある学び・育ちを重視した教育の推進	15
I-1. 幼児教育・義務教育の充実	15
I-2. 学校教育環境の整備充実	24
II. 生涯学習 市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興	30
II-1. 多彩な学習活動の促進	30
II-2. 社会教育関連施設の充実	33
II-3. 読書・学習環境の充実	34
III. 青少年の健全育成 子どもたちの自立を支援する体制整備	38
III-1. 啓発活動の推進	38
III-2. 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化	39
IV. 文化振興 鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用	41
IV-1. 文化・芸術の振興	41
IV-2. 文化施設の充実	43
IV-3. 歴史・文化の保全と活用	44
V. スポーツ・レクリエーション 生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興	47
V-1. スポーツ環境の充実	47
V-2. スポーツの振興	48
VI. 家庭と地域の教育力向上 誰もが安心して学べるまちづくりの推進	51
VI-1. 子育て家庭の育ち支援	51
VI-2. 親が育つ環境づくり	54
VI-3. 学びのセーフティネットの構築	56
VI-4. 安全・安心な学びの場づくり	58

資料編

1 用語集.....	61
2 関係団体意見.....	65
3 学校教育の状況.....	68
4 生涯学習施設・地域クラブ等の状況.....	71
5 スポーツ施設・団体・関連事業の状況.....	73
6 政策の動向.....	75
7 鴨川市教育委員会及び関係部署組織図.....	77

第1章

教育振興計画の基本的な考え方

1. 計画の概要及び基本的な考え方

1.1 策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国は、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会となっており、社会経済状況の変化、グローバル化及び高度情報化の進行等により、子どもたちの成長や人々の暮らしは様々な面で変化しています。今後も広範な領域でめまぐるしい変化が予想され、このような社会において、子どもたちのたくましく生きる力を育むためには、これからの教育環境の変化を的確に見据えることが特に重要となっています。

平成18年12月に全面改正された教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれています。この理念を踏まえ、教育立国の実現に向けた更なる取組を進めていくため、国は教育振興基本計画を示しています。

国の第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)は、第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)において掲げられた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方を示しています。

市民に身近な場所での成長段階に応じた教育の振興等地方教育行政の役割は、これまでに増して重要となっており、鴨川市の教育をめぐる状況を考慮し、今後予測される環境変化や政策課題等を踏まえ、中長期的な視点で教育施策の方向性を検討する必要があります。

鴨川市の状況と時代の動き等から、教育をめぐる課題を以下のとおり整理しました。

課題1 人口減少、少子高齢化

令和2年1月時点の本市の人口は32,673人で、平成27年の34,881人より減少しています。また、令和2年1月時点の本市の世帯数は16,165世帯で平成27年の15,955世帯より増加していますが、1世帯当たりの人数は2.02人と減少しており、核家族化が進行しています。年齢構成は年少人口(0～14歳)割合が9.6%、生産年齢人口(15～64歳)割合が52.5%、老年人口(65歳以上)割合が38.0%で、特に老年人口の割合は、県平均(26.9%)や全国平均(27.9%)を大きく上回っており、当面、老年人口割合は上昇すると見込まれます。

課題2 安全・安心の確保

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や令和元年房総半島台風(台風15号)等、県内でも多くの被害がみられました。石巻市立大川小学校津波被害事故訴訟の最高裁判決の指摘等大規模災害等への対策、防犯や交通安全等の安全対策は、地域の中で関係機関との連携を強化するとともに、子どもたちや教職員の危機管理能力の向上を図り、迅速かつ適切に対応できる危機管理体制の構築が必要です。また、学校施設は地域の中で災害時の防災拠点としての機能が求められます。

課題3 グローバル化と急速な技術革新の進展

グローバル化が加速し、生活圏も変化し、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まる中、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大することが見込まれます。グローバル社会に対応できる人材の養成やSDGsに対応した取組が教育にも求められます。

また、2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変える「超スマート社会(Society 5.0)」の到来が予想され、超スマート社会の中で生き抜く国力、求められる人材も変わっていくとともに、人々の働き方や市民生活への影響も大きいと考えられています。

課題4 地域コミュニティの変容

共通の生活地域における子ども同士や子どもと地域住民と市民の交流の機会は、自治会、町内会等の地縁団体が主な担い手でしたが、近年高齢化の急速な進展による組織の担い手不足から、これまでのような機能を果たすことが困難な状況にあります。

また、趣味や特定の関心事等自分の目的にあった活動に重きをおき、隣近所とのつきあいを望まない人たちが増加していること等から、子どもたちを含む全ての地域住民が、地域活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなってきました。

課題5 情報化の進展

ワイヤレス化・ブロードバンド化の進展により、インターネットやモバイル環境は日々進化しており、子どもから高齢者まで全ての世代で、携帯電話が普及し、ソーシャルネットワーク等でのコミュニケーションが普通になっています。一方で、コンピュータウイルスの感染や個人情報の流出等のリスクも生じており、情報セキュリティ対策の充実や、情報モラル教育を促進していく必要があります。

特に学校教育においては、1人1台のタブレットパソコンを有効に活用したGIGAスクール構想、ICT教育により次世代の人材を育成する取組を進める必要があります。

課題6 雇用環境の変容と社会的・経済的格差の進行

雇用環境は、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど厳しい状況にあります。また、地域や世代間、世代内の社会的・経済的格差等の拡大により、教育やその後の就業の状況等に格差の再生産・固定化が進行し、それが社会の活力低下や不安定化につながることを懸念されています。少子高齢化が更に進む見込みの中、市民一人ひとりが、生涯にわたって自ら学び続け、必要とする様々な力を身につけ、その成果を社会に活かしていくことが可能な生涯学習社会の実現が、地域にとって特に重要といえます。

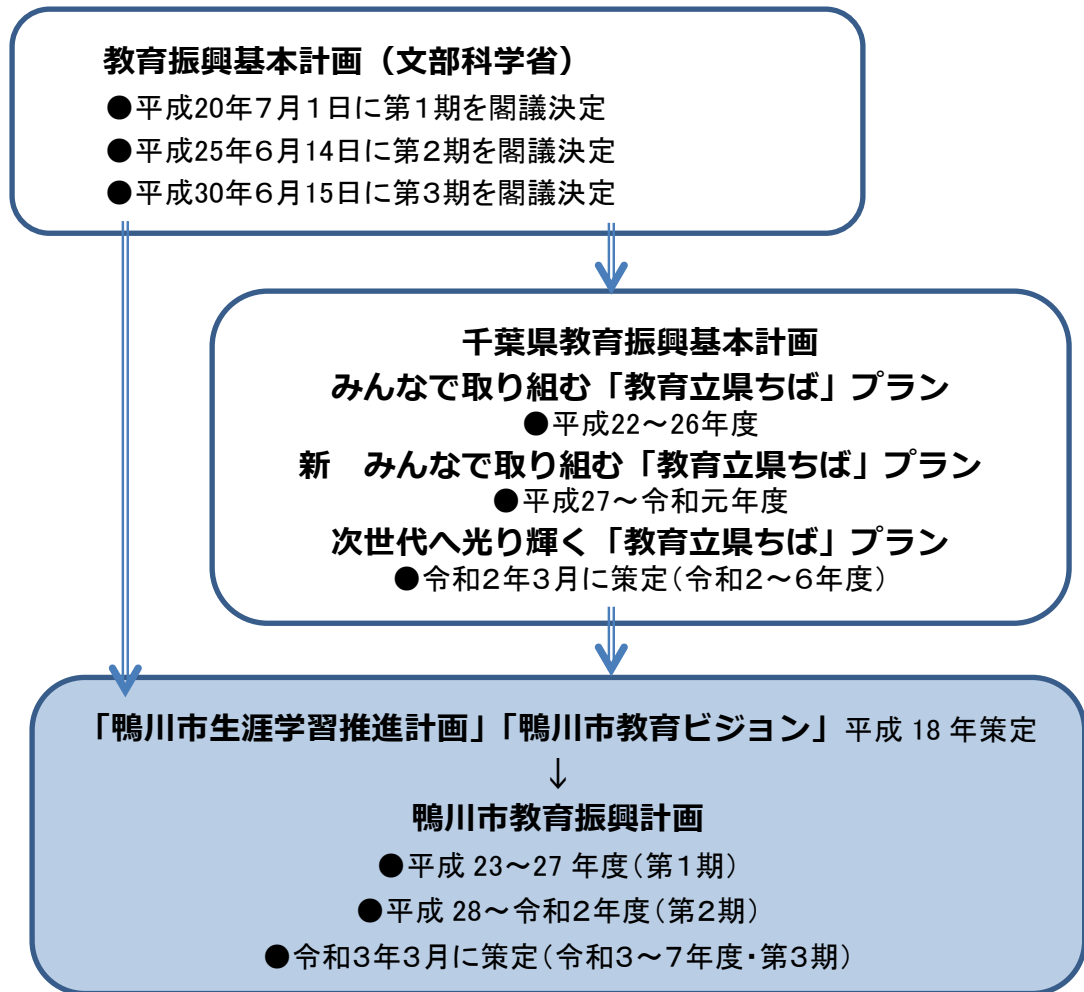
(2) 計画策定の目的

生涯にわたる自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びの基盤づくりは、今後本市の発展を実現していくために不可欠です。学びの成果を社会に活かしてこそ、豊かな社会の実現につながります。

鴨川の子どもたちみんなが自分の夢を育み、その実現に向けて学校・家庭・地域・行政が「全ては子どもたちのために」の思いをもって、様々な支援を続けることができるまち、市民一人ひとりが生涯を通して「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる、ともに学ぶ教育のまちづくりを目指し、基本的な方向を示す計画として、本計画を策定し推進します。

計画の策定にあたっては、国・県の教育振興基本計画等上位計画との整合性に留意するとともに、鴨川市総合計画等市のまちづくり計画及び関連計画との連携・調和を図りました。

【教育施策の流れ】



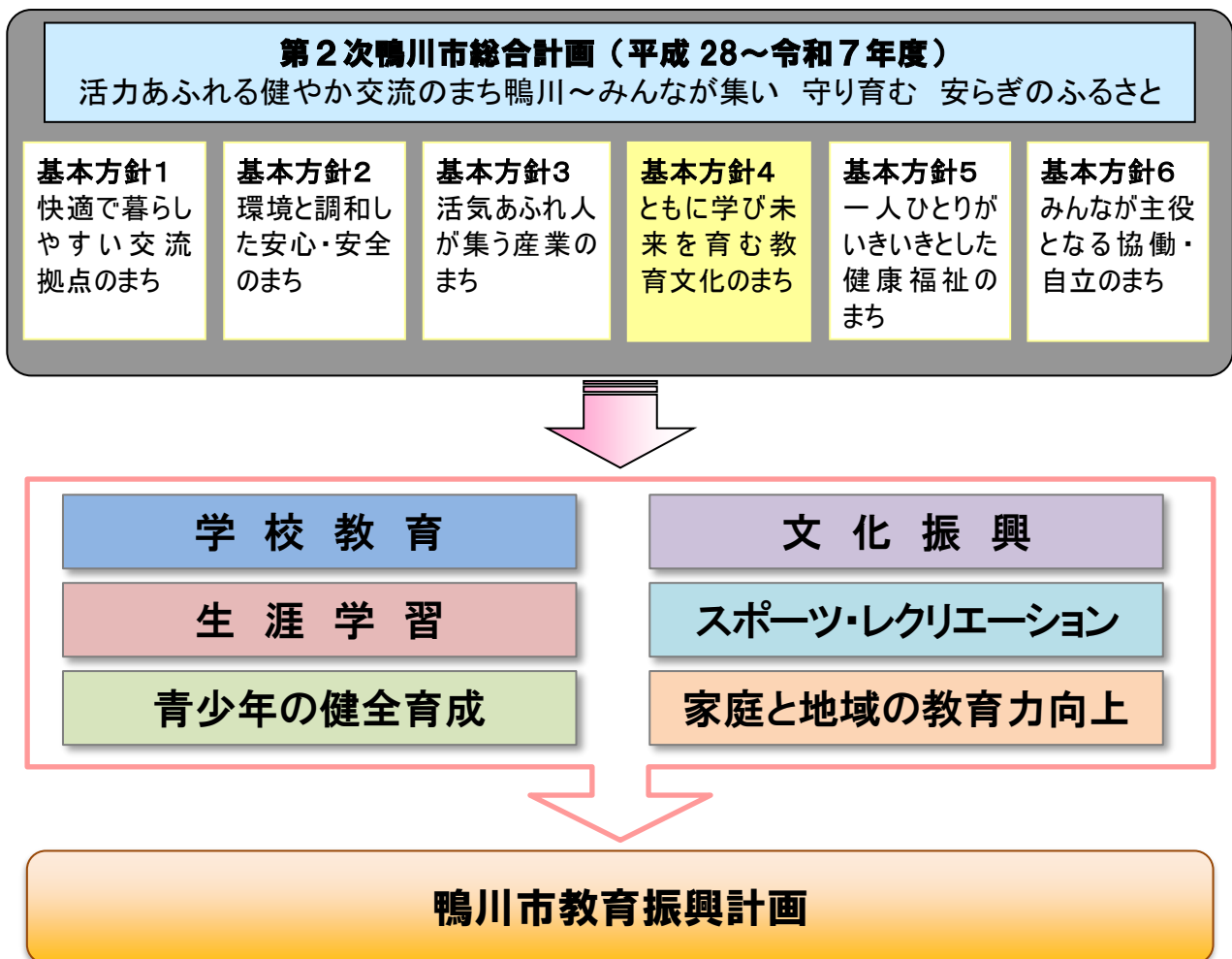
1.2 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものであり、国及び県の教育振興基本計画との整合を踏まえて策定しました。

また、市の最上位計画である「第2次鴨川市総合計画(第2次鴨川市基本構想(第3次、第4次5か年計画)平成28～令和7年度)」に基づき、教育委員会、学校、市民が協力して教育を推進するための総合的な計画です。学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上等の指針となるものであり、関連する計画や施策と整合を図りながら、策定・推進します。

学校体育を除くスポーツ・レクリエーションの振興については、本市においては、第2次鴨川市総合計画に基づき、市長部局に属するスポーツ振興課が担当します。なお、その内容を教育振興計画に掲載しました。

【計画の位置づけ】



1.3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

1.4 計画の対象

この計画は、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上等の鴨川市の教育施策の基本方向を示す計画であり、計画の対象は子どもから高齢者まで全世代とします。

ただし、学校教育は義務教育修了となる15歳までを対象とするなど、法律に基づく対象年齢や施策、他の関連計画等との関係に配慮しました。

2. 計画の推進

2.1 計画の周知と情報提供

本計画の推進にあたっては、教育行政を担当する教育委員会各課及び市内各教育施設における運営方針・経営方針を示し、具現化するための事業・取組を推進します。そのため、本計画を十分理解して職務を遂行できるように、様々な方法で計画の周知・理解に努めます。

さらに、多くの市民の方々が本計画の推進に主体的に関わることにより、事業の目的を達成できるとの考えの下、市民の方々に各事業等の趣旨や内容を理解する方策を講じることが大切です。そのため、「広報かもがわ」や市ホームページ、各種便り等、多様な広報媒体を活用しながら、市民への周知・啓発を行い、教育委員会、学校、保護者、市民の方々との情報共有を進め、連携の強化につなげます。

なお、ホームページについては学校を含め各担当部署で適宜更新をしていきます。

また、各園・学校の便りについては、可能な限り保護者だけでなく地域の方々にも読んでもらえる方策を講じます。

2.2 計画の進捗状況の把握と点検・評価

(1) 推進体制の整備

計画の実現に向けて、教育委員会では保護者(PTA)、各種審議会委員、学識経験者、関連団体・グループ、教育ボランティア等の方々から、推進のための意見をいただく場を設けていきます。また、必要に応じて市民や地域の方々と協議する場を設定します。

(2) 計画の推進状況の把握と教育委員会での点検・評価

計画に示す主要な事業・取組については、その進捗状況を定期的に教育委員会各部署において内部評価し、教育委員による評価、外部の有識者等による点検を経て、市議会に結果報告書を提出するとともに、市ホームページで公表します。

さらに、点検及び評価の結果については、施策等の企画立案、予算編成その他の教育委員会における教育行政の推進等に活用していきます。

第2章

教育振興計画の基本方針

1. 教育振興の基本方針

本市は「活力あふれる健やか交流のまち鴨川」の実現を目指して、様々な施策・事業を推進しています。教育振興は、「ともに学び未来を育む教育文化のまち」を基本方針として、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上を推進します。

これまで実施してきた幼保一元化、小中一貫教育を保幼小中一貫教育へと進め、地域の特性に合わせて市民が意欲的に取り組むことのできる生涯を通じての学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動を支援する取組を更に推進します。そして、誰もが心豊かに生きがいを持って学び、その学習や活動の成果を市民として鴨川市に活かす好循環につなげ、一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育を目指します。

【市の目指す将来都市像と教育・文化等に関する施策の基本方針】

《市の将来都市像》

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

《教育振興の基本方針》

ともに学び未来を育む教育文化のまち

～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

2. 分野別目標

一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育を推進し、「ともに学び未来を育む教育文化のまち」の実現に向け、以下の分野別で目標を設定して取り組みます。

I. 学校教育

基本目標

0歳から15歳までの連続性のある 学び・育ちを重視した教育の推進

0歳から15歳までの子どもの発達の特性を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育を、鴨川市の保幼小中一貫教育と位置づけ重点的に推進します。あわせて、未来を力強く生き抜いていくために必要な大きく変化するICT教育や、持続可能な社会を目指すSDGsの教育を推進するとともに、就学支援や教育的支援、不登校対応等にも取り組みます。さらに、小中学校の適正規模や部活動のあり方の検討のほか、安全安心な学校施設の整備や、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組み、子どもたちがいきいきと活動する学校づくりの推進を図ります。

II. 生涯学習

基本目標

市民一人ひとりの学びを支える 生涯学習の振興

誰もがいつでも、どこでも学びたいときに学ぶことができ、その学びの成果を適切に活かせる社会が生涯学習の目指す姿です。このため、市民が家庭や地域で子どもから大人までを対象とした多様な体験学習をはじめ、生活を豊かにする学習活動・読書活動、趣味やスポーツ等に意欲的に取り組める生涯学習環境づくりを進め、自己実現を支援するとともに、地域コミュニティを育てていきます。図書館においては、多様化した市民ニーズに対応した事業展開を図るとともに、その担い手となる人材の育成に努めます。

Ⅲ. 青少年の健全育成

基本目標

子どもたちの自立を支援する体制整備

本市の次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮して自立するとともに、地域の担い手として活躍できるように、学校、家庭、地域、関係機関等が連携しながら、子どもたちの成長と自立を支援する仕組みづくりを推進します。あわせて、青少年が様々な体験・交流活動、社会活動等に参加する機会を拡充するとともに、地域活動の活発化や指導者の育成に努めます。

Ⅳ. 文化振興

基本目標

鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用

市民一人ひとりがふるさとの文化に触れ、心豊かな生活を送ることができるよう、音楽や芸能等を含めた市民の多様な文化芸術活動を支援するとともに、様々な分野の文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図ります。さらに、市民の文化芸術活動の拠点となる施設の整備の検討を進めます。

また、市民が本市固有の歴史や文化を理解し、郷土愛と誇りを持てるよう、鴨川市の貴重な文化財の保護・保全と潜在的な文化資源の掘り起こしに努め、文化財保護法の改正を踏まえた文化財の活用を推進します。

Ⅴ. スポーツ・レクリエーション

基本目標

生涯にわたる市民の スポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりが、生涯にわたり自分にあったスポーツを楽しみ、生活に取り入れ、心身ともに健やかに暮らせるように、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくりを進めます。このため、総合運動施設や社会体育施設等のスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進めるとともに、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。また、鴨川市が有する充実した運動施設、スポーツに適した自然環境等を有効活用して、競技スポーツの普及とスポーツを通じた交流人口拡大を図るための活動を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を目指します。

VI. 家庭と地域の教育力向上

基本目標

誰もが安心して学べるまちづくりの推進

核家族化や少子高齢化が進む影響等により、子どもと家庭を支える環境が変化しており、地域のつながりや支え合いの重要性が再認識されているとともに、子どもが育つ基盤である家庭の教育力を高めていくことが重要となっています。このため、教育の出発点である家庭教育について親子が一緒に体験して学習する場づくり、子育て支援ネットワークづくり等を推進し、親の育てる力・家庭教育力が高められるよう支援します。地域では、地域住民のつながりや支え合いによる地域コミュニティの形成や、学校、家庭、地域、関係機関等との力強い連携により、子どもに関わり、育ちを応援する地域づくりを進めます。あわせて、誰もが安心して学ぶことができ、その取組が人づくり・地域づくりに活かせる環境づくりを進め、市民の学びを支援して地域の教育力の向上を目指します。

3. 施策の全体像

《市の将来都市像》

《教育振興の基本方針》

《施策分野と基本目標》

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

ともに学び未来を育む教育文化のまち

～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

I. 学校教育

0歳から15歳までの連続性のある
学び・育ちを重視した教育の推進

II. 生涯学習

市民一人ひとりの学びを支える
生涯学習の振興

III. 青少年の健全育成

子どもたちの自立を支援する
体制整備

IV. 文化振興

鴨川ならではの
文化・芸術の振興と活用

V. スポーツ・レクリエーション

生涯にわたる市民の
スポーツ・レクリエーションの振興

VI. 家庭と地域の教育力向上

誰もが安心して学べる
まちづくりの推進

《施 策》



第3章

分野別の取組

I. 学校教育

0歳から15歳までの連続性のある学び・育ちを重視した教育の推進

I-1. 幼児教育・義務教育の充実

(1) 学び・育ちの連続性を重視した教育の推進

これまで本市では、幼保一元化、保幼小連携教育、小中一貫教育と、子どもの連続した育ちや学びに視点を置いた教育について検討し、実践してきました。その中で、子どもの多様な資質や能力を伸ばし、確かな学力と豊かな人間性を育む教育の推進に努めてきました。

これまでの鴨川市の教育を基に、子どもが誕生してから中学校を卒業するまでの育ちや学びの連続性を重視し、「保幼小中一貫教育」を推進します。

①保幼小中一貫教育の推進

就学前の教育・保育施設から小学校、小学校から中学校の接続期においては、これまでも「小1プロブレム」(授業中に座ってられない、集団行動がとれない児童が増加する現象)や「中1ギャップ」(学習や生活の変化になじめずに不登校やいじめが増加する現象)問題が指摘されています。

保幼小連携カリキュラムによる積極的な認定こども園と小学校との交流を通して、スムーズな移行を推進します。

「保幼小中連携カリキュラム」に基づいて、認定こども園、小中学校及び家庭・地域が連携し、0歳から15歳までの15年間を通して、子どもの発達段階に応じ、一貫した保育・教育を進め、教育の質の向上を図ります。地域の特性を活かしながら、各校・園の交流をより多く設け、カリキュラム内容の共通理解を深め、地域の特性を活かした実践につなげ、教育の質の向上と鴨川市の教育の特色化を目指します。そのために、接続期の研修とともに、幼児教育の基礎的な分野の研修を強化します。

<主な取組>

取組	担当課
・保幼小連携カリキュラム	学校教育課
・小中一貫カリキュラム	学校教育課

(2) 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、認定こども園は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育の重要性を認識し、質の高い幼児教育の提供とともに、保幼小の連携、家庭教育への支援等を推進します。

幼児教育においては、幼児の生活や遊びという直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性、表現する力を育み、生きる力の基礎を培い、幼児一人ひとりが多様な体験を通して、調和の取れた成長ができるようにします。また、認定こども園と小学校の円滑な接続を図り、就学前教育の成果が小学校教育につながるように就学前教育を推進します。さらに、保護者が子育ての喜びを感じることができるよう、認定こども園の機能を活かした子育て支援を推進します。

①認定こども園・小学校の連携の強化

幼児期の教育に関わる教職員と小学校教職員が互いの教育を理解し合うために授業参観を実施したり、交流授業を実践します。保幼小連携推進委員会を中心に、現行のアプローチカリキュラムの実践状況等を把握し、現場における課題を明確にするとともに、アプローチカリキュラムの実践と質の向上を図ります。平成30年度から改正された新幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、連携強化を推進します。

②魅力ある学びの場がある教育の推進

認定こども園での教育・保育活動で社会・文化・自然等に触れ、豊かな心情・意欲・態度を身につけます。あわせて、園児が興味・関心を持ち、環境に関わり、友達や保育教諭と一緒に遊ぶ楽しさを十分に体験できるようにします。

園児の活動においては、遊びの中にいくつもの学びがあります。友達と「関わり」「生活し」「学ぶ」中で、「健康な心と体」「自立心・人との関わり」「思考力の基礎」「言葉の獲得」「表現力」を身につけ、小学校以降の生活や学習の基盤をつくります。また、外国語指導助手や国際交流員の活用による、国際教育を推進します。

「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を具現化するため、園内研修等を通してこれまでの研究成果を各園での教育活動に活かしていきます。

認定こども園で身体を動かす機会を増やし、園でのスポーツコミッションを展開し、スポーツを通じて地域を元気にしていく活動を推進します。

SDGs(国連サミットで採択された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標)について、教育における可能性を検討して取り入れていくことが必要であり、未来を創る子どもの育成を目指し、より広い視野に立った鴨川の教育を創ることを目指します。

③一人ひとりの子どもの育ちに合わせた支援の充実

一人ひとりの発達に応じた支援のため、園内研修(会議)会で、日常の観察により生活年齢の発達課題表を用いて個々の実態を適切に評価します。その上で、個々の支援の方針を明確にし、心身の調和の取れた発達を促します。

特別な支援を要する幼児に対する支援体制づくりを確立するために、組織全体での研修計画を立てて実施します。

④保護者への支援

認定こども園では、子育てやしつけに不安を抱える保護者への支援を行います。また、家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育相談員と連携をとりながら、「子育て講演会」等の公開講座等を開催し、情報提供の充実を図ります。子育ての悩みを相談する人がいない保護者が多い傾向にあることから、日頃から保護者との連携、情報共有を図ります。

認定こども園では、地域の在宅児の子育て支援を行います。また、保護者対応のスキルアップを図るとともに地域のネットワークを活かした子育て支援に努めます。

さらに、保護者同士が交流しながら子育てを行うPTA活動等を促進します。

<主な取組>

取組	担当課
・就学前児童一人ひとりの特性に応じた指導計画の作成	学校教育課
・幼児の成長を共有するツール(面談・成長記録等)の活用	学校教育課
・外国語指導助手等の活用による、国際教育の推進	学校教育課
・認定こども園等を拠点とした保護者への支援	学校教育課 子ども支援課

(3) 自ら学び未来を切り拓く義務教育の推進

義務教育については、教育的効果が実感できる学習方法を実践し、児童・生徒の学習意欲を高め、基礎的・基本的な学力の確実な定着や児童・生徒に生きる力を育むことを目指します。創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かす教育の充実に努めます。

その際、児童・生徒の発達の段階を考慮しながら、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図り、家庭学習の習慣が確立するよう努めます。

本市では、市内の小中学校の教職員で構成する鴨川市教育政策研究会を組織しています。教育政策研究委員会を中心として、学力向上推進委員会、ICT利活用推進委員会、保幼小連携推進委員会、特別支援コーディネーター委員会の各専門委員会により、教育課題への取組を進めます。

①確かな学力の育成

今後、ますます複雑化・多様化する社会を主体的に生き抜くためには、児童・生徒に3つの資質・能力、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」を柱とした「確かな学力」を身につけさせることが重要です。さらに、情報化・グローバル化の一層の進展を踏まえ、児童・生徒の言語能力や情報活用能力の育成を図ることが重要です。

そのために「鴨川市学力向上プラン」の継続実践とともに、更なる学習活動の工夫、授業改善を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。また、以下の4点に重点を置き指導します。

ア) 知識及び技能

- ・漢字の読み書き（鴨川版漢字検定）
- ・多層指導モデルMIMビジョン・トレーニングの実施
- ・ICT利活用の充実 等

イ) 思考力・判断力・表現力

- ・「自分の考えを書く・話す」時間の設定
- ・実践的な外国語教育の充実
- ・読書活動の充実 等

ウ) 学びに向かう力・人間性等

- ・考え、議論する道徳の実践
- ・地域素材を活用した体験活動の充実
- ・「家庭教育の手引き」の活用 等

エ) 個に応じた指導

- ・ユニバーサルデザインの視点を活かした授業づくり・学習環境づくり
- ・TT、少人数指導、学習サポーター、支援員の効果的な活用

② ICTを活用した情報教育の充実

AIの活用等新時代(Society 5.0)を力強く生き抜いていく子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用は欠くことができません。1人1台の端末と、高速大容量のネットワークを活用し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT教育を推進します。

非常災害時等だけでなく、夏休み等の長期休業をはじめ日常的にタブレット端末を家庭に持ち帰ってドリル学習やオンライン学習に取り組むなど、学びを保障していく体制づくりを強化していきます。

さらに、スマートフォンや携帯電話を使って、子どもがインターネットやソーシャルネットワークサービス上でトラブルに巻き込まれることが問題になっています。こうした状況を踏まえ、子どもが安全・安心に情報通信機器を利用できるよう、情報モラル教育の推進に取り組めます。

また、GIGAスクール構想により、本市においても令和2年12月に、市内小中学校全てにタブレット端末の整備が完了し、令和3年1月から既に子どもたちの使用を開始しています。

タブレット端末だけでなく、大型モニター、プロジェクター、書面カメラ、ワイヤレスディスプレイアダプター等のICT機器について、「鴨川市ICT利活用推進委員会」が中心となって「わかる授業」に向けた有効な活用法を研究・共有しています。さらに、デジタル教科書やデジタル教材の整備をより一層推進するとともにソフトウェアやコンテンツの整備、ICT支援員の配置についても進めます。その際、学校現場のニーズを集約するとともに、長期的視野に立ったICT機器導入計画を作成して、見通しを持った環境整備を検討します。

③特色ある教育の実施

本市においては幼稚園から外国語活動に親しむ機会を設けるなど、先進的な外国語教育に取り組んできました。引き続き、これまで培ってきた先進的な外国語教育の取組を継続していきます。小学校1・2年生については、鴨川市独自に作成した英語カリキュラム「鴨川市英語活動年間計画」に基づき、系統的に学んでいけるように工夫しています。また、高学年、中学生の英語については、これまでどおり外国語指導助手を活用するとともに、タブレットを活かして発音や聞き取りの練習を一人ひとりが行うなど、新たな授業のあり方を模索していきます。

新時代をたくましく生き抜いて、GIGAスクール構想、ICT教育を積極的に推進し、鴨川市の自然や歴史・文化、産業を理解し、ふるさとに誇りをもつために、小学校の社会科副読本「わたしたちの鴨川市」や市立図書館が作成した「ふるさと鴨川」・「鴨川市のむかし話」を活用して、ふるさと学習の充実を図ります。

④発達段階に応じたキャリア教育の推進

児童・生徒が自然に触れたり、地域や社会の中で人と関わりを持ったりする機会が減少しています。多様な体験や地域との関わりの中から、自分のよさや適性を伸ばし、将来の夢や希望に向かって社会の中で力強く生きていける児童・生徒を育てます。そこで、企業や家庭、地域と連携しながら、働くことの意義や尊さを理解し、自分の将来に夢や希望、目標が持てるように発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

特に中学校での職場体験学習においては、職場体験の実践が体験のみに終わってしまうことのないように、生き方の指導を含めた事前・事後指導を充実させ、生徒一人ひとりの職業観を育成する学習活動になるよう取り組みます。

また、キャリアパスポートを活用し、子どもたちが自分の考えの記録を振り返りながら、自分自身の成長を自己評価できるよう工夫し、9年間の成長を見通し、継続したキャリア教育に取り組んでいきます。

⑤豊かな心を育む教育の推進

道徳教育については、礼儀や規律を大切に、人格や生命を尊重して行動できる力を育みます。特に、人権意識の向上や規範意識の醸成を図るために、ゲストティーチャーの招聘や体験的な活動を重視した「道徳の時間」の充実に取り組みます。また、子どもたちの発達段階に応じ、9年間の一貫教育として道徳教育や人権教育に小中学校で連携して取り組むために、今後も研修に取り組みます。

差別やいじめをしない子どもの育成に向けて、人権教育の推進、障害者理解・交流教育の推進、幼児や高齢者との交流、人権擁護委員による「人権教室」の開催等を通して人権教育の充実に努めます。

また、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、本市の実情に合ったいじめの防止等のための対策が求められています。本市では「いじめ防止対策推進条例」を制定しており、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について、その対策を推進していきます。「いじめはどこでも誰にでも起こり得る」ことを前提に、家庭や地域、関係機関との連携を図り、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもたちが健やかに成長することができる環境づくりに努めます。

さらに、いじめに対しては今後も全職員が一丸となって指導にあたっていくために、生徒指導委員会の充実を図るとともに、特にいじめの早期発見に向けて、教育相談の充実やアンケートの工夫等に取り組みます。

加えて、学校、家庭、職場等身近で具体的なところから男女平等、男女共同参画についての学習を推進し、性別に関わりなく個性と能力を伸ばす教育を行います。

⑥体力の向上と健康の推進

積極的に運動に親しもうとする意欲を引き出すとともに、基礎的な体力の向上を図ります。また、クラブ活動や部活動の充実に努めることにより、健康な体づくりを目指します。児童・生徒の基礎体力の向上に向けて、小学校では県教育委員会が主催する「遊・友スポーツランキングちば」を活用した「チャレンジin鴨川スポーツランキング」を市内全児童に実施し、スポーツに親しむ習慣づくりを推進します。

また、中学校では「メディカルチェック事業」を実施し、運動中の怪我防止やスポーツ障害の早期発見・早期治療等生徒の健康管理に役立てるため、医師等による問診やストレッチ指導を行い、その結果を生徒や指導者にフィードバックします。

健康教育については、関係機関の専門性を活かして学校保健の機能を高める体制を整備するため、学校保健委員会を開催し、児童・生徒の健康や体力について協議及び情報共有を行っています。保健便りを通して、健康についての知識や情報について周知することに加え、親への健康教育に対する取組を強化します。

栄養教諭と連携した食育教室を実施します。学校便りや保健便りを利用して、児童や保護者に対して、正しい食習慣確立に向けた啓発活動を行います。

学校給食における食物アレルギーに対して、教職員研修を通して理解を深めるとともに、家庭や関係機関と連携し、情報収集や校内体制の整備に努めます。また、給食の食材には、乳や卵等が含まれていないアレルギー対応食品を積極的に活用します。

⑦読書活動の推進

学校教育においては児童・生徒の確かな学力を育むとともに、言語活動や探究活動、読書活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性を培うことが求められています。子どもたちが読書活動を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育てるために、鴨川市生涯読書推進計画に基づいて、学校教育における読書活動を推進していきます。

朝の一斉読書や読み聞かせに取り組み、児童・生徒が手軽に本を手にとって見ることのできる環境をつくり、子どもの読書習慣の確立を図ります。

また、市立図書館の団体貸出制度やインターネットの予約受付の有効活用、市内中学校へ朝読書用配本事業を通して、学校図書館活動の充実に努めていきます。

さらに、読書ボランティアの協力を得て、図書館の補修や学校図書館の整備に努めるとともに、蔵書資料のデータベース化により、貸し出し方法等の工夫や蔵書の充実に努めたり、特設コーナーの設置やわかりやすい案内表示の工夫等、行ってみたくなる学校図書館づくりを進めます。

＜主な取組＞

取組	担当課
・全国学力・学習状況調査の分析、活用	学校教育課
・鴨川市版漢字検定の実施	学校教育課
・タブレット機器の活用	学校教育課
・大型モニターの活用	学校教育課
・外国語指導助手等の小中学校への派遣	学校教育課
・いじめ防止対策等の充実	学校教育課
・「遊・友スポーツランキングちば」への参加	学校教育課
・市内中学校におけるメディカルチェックの実施	学校教育課
・アレルギー対応の充実	学校教育課 学校給食センター 子ども支援課

（４）一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進に向け、生きる力を身につける環境整備の考えに基づいて特別支援教育の充実を図るため、以下の3点に取り組みます。

- ア) 社会全体の機能を活用し、教育、医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携を強化
- イ) 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ交流及び共同学習の充実
- ウ) どの子どもも授業内容がわかり学習に参加している実感・達成感を持つことのできる授業の推進

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その時点で最も適切な対応をすることができる多様で柔軟な仕組みや学びの場を整備し、切れ目のない連続性のある支援体制の構築を進めます。

①早期からの相談（就学相談・教育相談）と切れ目のない支援体制の充実

教育上配慮を必要とする園児・児童・生徒の就学・教育相談については、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、成長段階に応じた柔軟な教育的判断が求められています。早期からの相談体制を強化するため、就学前から卒業後までを見通し、認定こども園・小中学校と健康推進課・福祉課・子ども支援課・学校教育課、関係機関等が連携を図ります。また、連携のツールとして、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、PDCAサイクルにより実行するとともに、各学校間の連携に活用していきます。

さらに、早期からの相談体制を強化するため、就学前から卒業までを見通し、各認定こども園及び各小中学校と庁内関係各課の連携体制の構築を推進します。

②豊かな人間性を育む交流及び共同学習の推進

障害のある園児・児童・生徒と障害のない園児・児童・生徒、地域社会の人たちとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことにより、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。「共に学ぶ」環境の実現と全ての園や学校での支援体制の充実、地域とともに支え合い学び合う環境づくりを推進します。

③一人ひとりの発達に合わせた支援の充実

全ての園児・児童・生徒に「わかる・できる」ユニバーサルデザインの視点に基づく環境づくり・授業づくりを推進します。「鴨川市版授業スタンダードリーフレット」の有効活用を図り、各園・小中学校の園児・児童・生徒の実態に応じて、環境整備や学習活動の工夫をしていきます。また、個別の指導についても、障害特性に合わせ発達課題を的確に捉え、自立や社会参加に向け積極的な指導・支援を実施します。

「鴨川市版授業スタンダードリーフレット」の有効活用を図り、各認定こども園・小中学校の園児・児童・生徒の実態に応じて、環境整備や学習活動に取り組みます。

また、個別の指導についても、障害の特性に合わせた発達課題を的確に捉え、自立や社会参加に向け積極的な指導・支援を行います。

④多様化する教育的ニーズに対応するための人材育成・指導の充実

特別支援学級及び通常学級において、特別な支援を要する園児・児童・生徒への支援が多様化しています。その状況を踏まえ、特別支援学級や通級指導教室等を活用するとともに、園児・児童・生徒一人ひとりのニーズに適切に対応し、全ての教員が障害特性を理解し、園児・児童・生徒の得意なことを引き出し、持っている力を伸ばす指導・支援を行う必要があります。そのため、教職員の専門性や資質の向上を目指し、特別支援教育コーディネーター研修・特別支援教育講演会・特別支援教育支援員研修会の更なる充実に取り組みます。

⑤認定こども園・小中学校への支援体制の強化

教育委員会では、特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議・巡回相談員の派遣等を行い、医療・福祉・その他の関係機関との連携・協力を図り、市内認定こども園・小中学校への支援体制を強化します。

また、特別な教育的ニーズを持つ園児・児童・生徒への支援については、各園・小中学校の実態に応じた特別支援教育支援員の配置を進めます。

各園・小中学校においては、特別支援教育コーディネーターを複数配置し、校内支援体制づくりの強化と充実を図り、個別支援計画の作成・活用、適切な支援の実践を行います。

⑥地域や保護者等への理解・啓発の促進

インクルーシブ教育システムの構築を推進するためには、障害に対する正しい知識と理解が求められます。そのために、交流及び共同学習、その他の教育活動(ユニバーサルデザインの視点に基づく授業等)の情報発信を積極的に行い、地域や保護者への啓発を行います。

<主な取組>

取組	担当課
・特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議開催及び巡回相談員の派遣	学校教育課 子ども支援課
・特別支援教育支援員の配置と支援計画の作成	学校教育課 子ども支援課

I -2. 学校教育環境の整備充実

(1) 学校施設設備と教育機器の整備

本市が所有する学校施設は旧耐震基準にて建築された施設が全体の6割を占めており、耐震補強工事については平成28年度までに完了しているものの、施設の老朽化は大きな課題となっています。

これまでに整備された学校施設の全てを今までと同じ規模で維持管理していくためには、多額の費用が必要であり、限られた財源の中で、児童・生徒をはじめ、保護者や教職員が満足できる機能を備えた安全で快適な学びの場を確保するためには市が管理する公共施設全体のあり方を踏まえた、新たな視点で検討することも必要です。

本市が保有する全ての施設等の状況を総括的に分析し、長期的な視点を持って財政負担の軽減や平準化を考慮しながら、公共施設等総合管理計画や公共施設長寿命化計画を基に学校施設の長寿命化や大規模改修に取り組みます。

教育機器の整備にあっては、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画やGIGAスクール構想、新学習指導要領等を踏まえ、一層の拡充に取り組みます。

①長寿命化や大規模改修への対応

老朽化した校舎や屋内運動場を計画的に改修することにより、子どもたちが安心して学べる教育環境の整備に取り組みます。

校舎及び屋内運動場トイレの乾式フロア化、洋式便器化に努め、衛生的な教育環境の確保に努めます。

校舎及び屋内運動場の手洗い水栓を自動化し、接触による感染症リスクの低減に努めます。

②魅力ある学校づくりに向けた設備の拡充

社会環境や生活様式の変化等により、子どもの体力や運動能力が長期的に低下傾向にあることから、子どもがより一層体を動かし、運動に親しめるような教育環境の整備に取り組みます。

③バリアフリー化の推進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の改正に伴い、公立小中学校施設は建築物移動等円滑化基準への適合が義務づけられる「特別特定建築物」に追加されたことから、学校施設へのスロープ、多目的トイレ等の設置に積極的に取り組み、全ての人が安全で快適に利用できる学校施設の整備に取り組みます。

<主な取組>

取組	担当課
・校舎及び屋内運動場のトイレ改修	学校教育課
・校舎及び屋内運動場の大規模改修	学校教育課

(2) 教員の意識改革と指導力の向上

急激に変化している社会や児童・生徒や保護者等の多様なニーズに適切に対応するためには、教員一人ひとりが、従来からの固定観念を改め、新しい発想で柔軟に、かつ、主体的に学校づくりに取り組むことが求められています。

保護者や地域から信頼される学校づくりを進めるために、わかる授業の実践に向けて、教員の授業力の向上を図ります。また、大量退職時代を迎え、経験豊かなベテラン教員が大量に退職していくことから、本市の教育課題に対応できる人材を育成するとともに、ベテラン教員の持つ学習指導・生徒指導等に関するノウハウの継承等、若手の教員の計画的な育成を行います。

①研修の充実と自主的研究活動促進

学校教育をより充実、発展するためには、以下の要素を備えた教員が必要です。

- ア) 専門的知識を持ち、実践的指導力がある
- イ) 使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性を持つ
- ウ) 柔軟性と想像力を備え、新しい課題に立ち向かう
- エ) 学校組織の一員として考え行動する

これらの教員を育てるために、各学校での研修を充実させることは勿論、市主催の研修の機会を設けるとともに、国や県で実施する研修会に参加できる体制づくりを進めます。特に若手の教員には積極的な参加を促します。

また、幼小・小中が相互に実践することや、ICT機器を活用した授業研究の実施、危機管理への対応等、学校組織マネジメントの考えを活かした行動力のある組織づくりを進めるなどの取組を行います。加えて、鴨川市教育政策研究会の活動を活性化し、教育活動改善に取り組めます。

<主な取組>

取組	担当課
・研修機会の充実	学校教育課
・鴨川市教育政策研究会活動の活性化	学校教育課

(3) 信頼される学校づくりの推進

地域に開かれた信頼される学校を実現するために、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。また、保護者や地域住民が、学校運営に積極的に協力していくことが大切です。

そのため、学校が、地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校運営ができるよう求められています。

また、学校評議員制の充実や、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を推進していくことが大切です。

さらに、学校評価を実施し、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の理解を深め、教育の質の保障・向上がなされるものと期待されています。

①学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の実施

学校評議員制度は、教育委員会に学校評議員として委嘱された保護者や地域住民等が、学校の求めに応じて学校運営に関するアドバイスや意見を述べるものであり、こうした意見を反映することで、保護者や地域住民の協力を得た学校運営が可能となります。

また、鴨川市版コミュニティ・スクールとして、学校が統合されたことにより、学区が拡大し、一部の保護者や地域住民の意見しか反映できなかったものを、より広く、また多くの委員を募ることにより、広い視野で学校運営に関わり、連携を強めてより良い教育活動を進めてきました。

学校評議員制度、鴨川市版コミュニティ・スクールの取組をもとに、文部科学省が提示する学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を推進します。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校であり、保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参加することにより、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みの学校のことです。学校運営協議会の活動を通して、保護者や地域住民、学校の思いを的確に学校運営に反映させ、より良い学校教育の実現に取り組みます。

②開かれた学校づくり

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、地域から孤立して子育てをする家庭の増加や、地域住民の地域活動に参加する機会の減少等をもたらし、結果として地域や家庭の教育力の低下が指摘されています。また、学校では学校教育活動とともに、不登校、いじめ等の教育課題が表れています。子どもと教育を取り巻く状況に対応するために、学校は学校で、家庭は家庭で、地域は地域でと考えるのではなく、三者が一体となって子どもたちを育むため、開かれた学校づくりを目指します。そのために、今後も学校の様々な情報をお便りやホームページ、ブログ等を活用して、正確かつタイムリーに家庭や地域に発信していきます。

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入、運営について課題等の把握、解決策の検討を行い、学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働で子どもたちの豊かな成長を支える学校づくりを推進し、鴨川市版コミュニティ・スクールを推進します。

国の地域学校協働本部事業を活用しながら、より多くのボランティアに関わってもらい、地域学校協働本部の導入、運営についての課題等の把握、解決策の検討を行い、「学習支援」「環境支援」「安全面の支援」「行事支援」を推進し、教育活動への理解を深めます。中学校区におけるキーパーソンをボランティア・コーディネーターとして選び、学校と地域を結びつける仕組みづくりを進めていきます。

学校のニーズをきちんとボランティアに伝え、授業や行事、校内外の整備等に活用していきます。学校支援ボランティアの組織化、ボランティア・コーディネーターを核として地域ボランティアの確保、ネットワーク化等、地域の人材を数多く確保し、広く、深くボランティアの助けを得て、様々な教育活動を効果的に展開していきます。

③学校規模・クラス規模の適正化

少子化に伴い、児童・生徒数は減少傾向にあり、学校の小規模化が更に進むことが予想される中、将来にわたって子どもが「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する観点に立ち、学校の適正配置について、児童・生徒数の推移、校舎及び屋内運動場等の施設の状況、地域の状況等の観点から検討していきます。

少人数指導やTT指導等の動きに対応した学習環境づくりを進めます。

<主な取組>

取組	担当課
・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の推進	学校教育課
・学校支援ボランティアの組織化	学校教育課

(4) 学校給食の充実

学校給食は、身体の発育期にある児童・生徒等に栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供し、学校や家庭との連携の下、健康の増進、体位の向上を図るとともに、アレルギー対策にも積極的に取り組んでいく必要があります。また、学校給食を通じて、正しい食生活を身につけ、好ましい人間関係を育成するなどの食育の役割も担います。

老朽化した設備・厨房機器等の更新を計画的に実施することにより、学校給食の充実に努めます。

給食業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託の一層の活用に向けた取組を進めます。

豊かな郷土の自然を感じる機会となるよう、学校給食に地元産の旬の食材を取り入れるなど、地産地消を推進します。

①施設・設備の充実

給食施設設備全体の劣化状況を見ながら、故障により給食センターの機能停止につながる重大な影響とならないよう施設、設備等の更新を順次実施し、安全で安心な給食の提供に努めます。

②民間委託の推進

民間事業者のノウハウや専門性を取り入れて、給食業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託の活用に向けた取組を進めてきました。その結果、コスト面や衛生管理の向上、調理業務の効率化等が図られていることから、継続して推進していきます。

③学校や家庭との連携

学校給食センターは各学校や家庭と連携を図り、より望ましい学校給食のあり方の検討や食育指導の実施等に努めてきました。引き続き、これまでの取組を承継し、関係者の意見交換や食に関する知見を得る機会を確保して、保護者等の理解を得ながら、より安全安心な給食提供に努めます。

- ア) 学校給食センター運営委員会や学校給食主任者会議を開催して、望ましい学校給食のあり方について協議をします。
- イ) 学校給食センターのホームページや給食だよりを活用して、学校給食に対する保護者の関心を高めるよう努めます。
- ウ) 保護者への給食試食会に参加をして、学校給食に関する意見交換や食育指導を行います。
- エ) 学校との連携により、食育指導を通じて子どもたちの健康増進を図ります。

④地産地消の推進

生産者との連携により、学校給食に旬の食材等を取り入れた地場産品の積極的な活用に努めてきました。引き続き、米を中心とした鴨川産食材の給食への利用を進めます。必要な栄養価が摂取でき、コストや必要数の確実な納入、安全性や品質等が確保できるものについては、利用の拡大を図ります。

また、体験学習等を通じて、給食を生きた教材として郷土の産物に対する関心を高めます。

<主な取組>

取組	担当課
・老朽化した厨房機器等の更新	学校給食センター
・調理業務等の民間委託の実施	学校給食センター
・食育指導を基軸とした学校や家庭との連携	学校給食センター
・地産地消の推進	学校給食センター

Ⅱ.生涯学習

市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興

Ⅱ-1. 多彩な学習活動の促進

(1) 公民館事業の充実

公民館は、社会教育活動における中核的な施設であり、市内にある11館の公民館で公民館教室を開催しています。各公民館教室では趣味・教養・健康の各講座を開設し、学習の場、機会を提供しています。また、各種のサークルが積極的に活動し、生涯学習活動の拠点となっています。

魅力ある公民館教室の開催、サークル活動の育成支援等により、様々なニーズに柔軟に対応した公民館事業の充実を図ります。また、公民館の管理のあり方等を検討し、利便性の向上に努めます。各公民館の定期利用団体の一覧である『クラブ・サークル一覧表』も市ホームページへの掲載を継続し、学びの機会の拡大を推進します。

①市民同士がお互いに尊重しあい、教えあい、学びあう生涯学習活動の充実

引き続き参加者が地域の限定なく、どの公民館の講座にも申し込みができるように配慮するとともに、参加者が希望する講座に参加できるようにします。

自主活動グループである定期利用団体に、今後も必要に応じて支援を実施します。

各団体の活動の成果を発表する機会として毎年、公民館まつり等を開催するとともにその内容の充実に努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・公民館教室の開催	生涯学習課
・サークル活動の育成	生涯学習課
・公民館活動の市ホームページへの掲載	生涯学習課

(2) 市内に関係施設のある大学との連携

市内に教育研究施設を有する大学と連携し、大学の持つ知的財産を市民へ還元し、多様な学習活動を支援します。

①大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実

各大学と連携し講演会、実験教室、自然観察会等を開催し、大学の持つ知的財産及び文化財産等を還元することで、大学と市民が交流を深めるとともに、市民文化の向上、生涯学習の充実を図ります。

また、「キャンパスツアー」を開催し、学生食堂での体験昼食や現役大学生による説明を受けながら構内の見学や、文化イベントの見学等を行い、交流を深めます。

おもしろ科学実験教室、講演会、キャンパスツアー等、長時間同じ空間に滞在する事業について、新型コロナウイルスの影響、新生活様式を踏まえ、開催形態の見直し等を行います。

<主な取組>

取組	担当課
・市内に教育研究施設を有する大学との連携による講演会、実験教室、自然観察会、キャンパスツアー等の実施	生涯学習課

(3) 市民が学びやすい環境づくり

市民ニーズに即した学習機会の充実や、豊かな知識、技能及び経験を有する人材の発掘と活用による市民等の自主的な学習活動を促進するために引き続き活用を図ります。市民ボランティアを導入します。市民の参加による文化施設の活性化と、地域に潜在する優れた人材の発掘により、多様な学習機会の提供と充実を図ります。

①地域学習・ボランティア活動の支援

市民に広く親しまれる施設づくりを目指し、文化施設ボランティアを郷土資料館及び図書館に導入しています。市民が積極的に活動へ参加できるような取組や、研修等を通じてスキルアップを図ります。

生涯学習人材バンクの充実に取り組み、生涯学習事業へのボランティアの活用、登録者の増加に向けて取り組む他、市民団体の学習活動支援を推進し、市民が『いつでも、どこでも、だれでも』学べる学習環境づくりと、市民同士がともに学びあう『人と人とのつながり』を培うことに努めています。

市内の小中学校や土曜スクール、福祉関係団体等で、学習指導や支援を行う活動の場が広まりつつあります。今後は、登録ボランティアの具体的な指導内容の周知を図るとともに、ボランティアの活用を促進し、その活性化を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・文化施設ボランティア及び生涯学習人材バンクボランティアの育成と活用の促進	生涯学習課

(4) 青少年海外派遣の推進

青少年の国際的視野を広める活動の一つとして、中高生を海外に派遣し、訪問先の青少年との親睦を図ります。

①国際的感覚の豊かな人間育成

国際交流協会を通じて事前調整を行い、アメリカ合衆国北部、カナダとの国境にあたる五大湖に面するウィスコンシン州マニトワック市に中高生の派遣を継続して行い、現地での交流を深めます。

<主な取組>

取組	担当課
・中高生の姉妹都市(アメリカ合衆国マニトワック市)への海外派遣	生涯学習課

II-2. 社会教育関連施設の充実

(1) 社会教育関連施設の整備

学習活動や地域活動に利用されている社会教育関連施設の老朽化が進んでいます。既存施設のあり方を検証し、計画的な改修・修繕や設備の更新を行いながら適切な施設運営を図り、利用者が安心して施設を利用することができるようにします。

①施設の計画的な改修と更新

社会教育関連施設について、不具合箇所の修繕等、利用者の安全性や緊急性等を考慮し優先順位をつけて修繕を進め、公民館の適正な配置についても公共施設等個別施設計画等の結果を踏まえ検討を行います。

生涯学習活動の促進に寄与するため、自然体験学習の活動拠点として設置しているわんぱくハウスの利用促進を図ります。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、活動の際に「密」にならないように「新しい生活様式」等の対策を図り運営していきます。

<主な取組>

取組	担当課
・社会教育関連施設の修繕等	生涯学習課
・わんぱくハウスの利用促進	生涯学習課

II-3. 読書・学習環境の充実

(1) 生涯型読書活動の推進

鴨川市では、市民一人ひとりの心豊かな生活や活力ある社会の実現に資することを目的として、生涯読書の推進に努めていきます。遠隔地域の住民の方には公民館図書館分室を設置し、利便性の向上を図っています。読み聞かせや朗読会等の行事を開催するにあたり、ボランティアに協力いただいております。その技術向上のための研修会の開催や読書の楽しみを伝える講演会等を開催します。

①鴨川市生涯読書推進計画に基づく読書活動の推進

乳幼児から高齢の方まで、年齢やライフスタイルが異なる市民が読書に親しめるよう、引き続き、各年齢層や各地域に対応した読書活動の推進や拡充に努めます。

ブックスタート事業や年齢に合わせたおはなし会、子ども司書講座等の各行事や小中学校への配本事業等、子どもに向けた読書活動の推進に努めます。また、古典講座並びに名作や昔話の朗読会・講話等、成人向け行事の開催により、生涯にわたる読書活動の推進に取り組みます。

さらに、あらゆる世代が、家族のふれあいやコミュニケーションをつくるきっかけを創出するため、「家庭読書」の推進を図りながら、地域のコミュニティの場である公民館の図書館分室運営の充実に努めます。

また、教育委員会の計画の元、第2次鴨川市生涯読書推進計画の作成を検討していきます。

<主な取組>

取組	担当課
・第2次鴨川市生涯読書推進計画の作成	生涯学習課
・家庭読書の推進	生涯学習課
・公民館図書館分室の充実	生涯学習課
・ボランティア活動、行事等の充実並びにスキルアップ研修の実施	生涯学習課

(2) 図書資料の整備・充実

図書館は、生涯学習社会の進展に伴い、多様化するニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められています。そこで、どの年齢層にも親しまれ利用される図書館づくりを目指して、情報の収集やニーズに鑑みた選書、館内外の読書環境の整備に努めます。特に中高生向け図書や高齢者向け大活字本、また、郷土資料をはじめとした図書資料等の充実に努めます。

①親しみやすい図書館環境づくり

書棚の移動や書架増設を行うなど、見やすい書架の改善に努め、季節に合わせた図書の紹介やおすすめ図書の展示等、魅力ある図書館を目指すとともに、図書館だよりや新刊図書案内等を定期的に発行し、図書館資料の紹介を行いながら、図書館利用の促進を図ります。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の備えが新生活の一部になることから、市民が安心・安全に利用できる図書館づくりに努めていきます。

また、各学校との連携を図り、学習資料の配置の工夫や、見学や体験の受け入れによる図書館の利用促進を図るとともに、乳幼児や小学校低学年の児童への読み聞かせ、子ども司書講座の開催等により、読書の楽しさを感じられる取組を継続して実施します。

さらに、「みんなでつくる図書館」をテーマに読み聞かせの行事、書架整理や本の修理、ブックカバーかけ等図書館諸活動への協力・補助を通して、文化施設ボランティアの活動支援を進めていきます。しかし、高齢化等により、ボランティアが少なくなっていることから、新規ボランティアの獲得のため文化施設ボランティアへの積極的な登録の呼びかけ、周知を図ります。

②施設・設備の改修

現在、収容可能冊数の限度に近くなり、分類通りの場所へ置くことができない資料があります。そのため電動書庫の増設等を検討し、適切な配架を行う事で利用者へのサービス向上に努めます。

また、利用者が安全・快適に施設を利用するために駐輪・駐車場の整備、さらに学習スペースの照明器具のLED化等、望ましい読書・学習環境に対応した施設の改修整備を、計画的に行います。

③資料の充実

中長期的な蔵書計画に基づきながら、利用者からの蔵書要望等にも対応し、更なる図書資料の充実を図ります。

Wi-Fi環境を整備したことで、タブレットの持込み等活用が増えており、電子書籍(デジタル)等、デジタル化に対応した図書館運営に努めます。

乳幼児向け絵本、中高生向け図書、高齢者向け大活字本といった年齢層に対応した資料や、地域の歴史や文化を知り、郷土への親しみが深められるような郷土資料の充実に努めるとともに、市内の観光施設や医療機関等の他機関と連携することにより、市の特色である「海」「花」「医療」等の資料の収集に努めます。また、小中学校配本事業の図書資料の購入を進め、更なる充実を図ります。

郷土資料館と連携し、郷土に関する資料や情報の収集を積極的に行い、市民の方が利用しやすいように整備を進めます。

さらに、千葉県立図書館や各市町村立図書館との連携により、図書の相互貸借を行いながら提供資料の拡充に努めます。

④図書館分室の運営

遠隔地域の市民へも平等なサービスの提供ができるよう曾呂・江見・大山・天津小湊の4公民館へ図書館分室を開設しています。引き続き、地域に根付いた図書館分室の運営を実施します。今後は、運転免許を返納された方等、移動が困難な方がもっと本を借りやすくなるように、「予約本受取りサービス」の更なる充実を目指していきます。

定期的な図書の入替えや新刊図書の購入を進めながら、地域の特性を活かした分室としての機能の充実を図るとともに、利用率や立地条件を視野に、望ましい分室のあり方を検討していきます。

<主な取組>

取組	担当課
・各分野の図書資料の購入、整備	生涯学習課
・図書館システムの運用・整備	生涯学習課
・市内の観光施設や医療機関等との連携	生涯学習課
・学習スペース床の修繕	生涯学習課
・駐輪・駐車場の整備	生涯学習課
・照明LEDランプ更新工事	生涯学習課
・デジタル化に対応した館運営	生涯学習課

(3) 子どもの読書活動と習慣づけの推進

子どもの読書活動は、心の醸成や知識の獲得にとどまらず、表現力や創造力を高める上で欠くことのできないものです。また、読書は習慣化することで、その効果が一層発揮されます。できるだけ早い時期からの読書習慣の構築が、将来の発育に大きな影響を与えるものと考えられていることから、読書活動の習慣づけの推進を積極的に行っていきます。

①子どもの読書活動と習慣づけの推進

0歳児から3歳児を対象とした乳幼児向けのおはなし会である「おひぎにだっこのおはなし会」、4歳児から小学校低学年を対象とした児童向けのおはなし会である「おはなしひろば」、幼児・児童を対象とした「子どもフェスタ」を継続的に開催し、子どもたちの感性や想像力を育む一助を担います。

また、「家庭読書」推進のため、赤ちゃんと保護者が絵本を通して互いに心ふれあう時間を持つきっかけをつくる「ブックスタート事業」の推進を図っていくとともに、新たに「セカンドブック」事業(3～5歳頃)、「おすすめ本のブックリスト」の作成、保護者向け講演会の開催を進めていきます。引き続き、行事内容の見直しや周知方法の工夫を行い、各行事の参加者を増やしていきます。

さらに、読書に携わる方向けの研修会を実施することで読書活動の推進を図るとともに、今後も小中学校からの見学や職場体験、学童や土曜スクールからの図書館訪問等の積極的な受け入れを行っていきます。

「子ども司書講座」を実施し、司書の仕事を経験させることで、読書を支える図書館の役割の理解促進を図ります。

②学校教育と図書館の連携による読書活動の推進

市内小中学生へ推薦する図書を計画的に購入し、朝読書用図書配本事業を行います。今後は、配本事業を更に充実させるため、小中学校と連携して児童・生徒へアンケート調査を行い、読書の質の向上を図ります。

また、図書館を活用した「調べ学習」への対応や授業で利用する資料の提供を行い、学校とともに読書活動の推進を図っていきます。

さらに、読書活動の支援のために、図書館職員が県で開催される研修会等へ積極的に参加し、スキルアップを目指します。

<主な取組>

取組	担当課
・子ども司書講座の実施	生涯学習課
・小中学校への図書配本事業の実施	生涯学習課
・ブックスタート事業の実施	生涯学習課
・セカンドブック事業の実施	生涯学習課
・「おひざにだっこのおはなし会」等読み聞かせの実施	生涯学習課
・「子どもフェスタ」の開催	生涯学習課

Ⅲ. 青少年の健全育成

子どもたちの自立を支援する体制整備

Ⅲ-1. 啓発活動の推進

(1) 青少年の健全育成に関する啓発の推進

青少年が抱える問題に対する様々な取組や方策を探り、保護者、地域住民、青少年育成指導者等との連携を図りながら、啓発活動を推進し、青少年の健全育成に努めます。

①体制の整備

青少年が抱える問題の重要性に鑑み、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、鴨川市青少年相談員連絡協議会、鴨川市子ども会育成連盟、鴨川市公立学校PTA連絡協議会をはじめ、市内の青少年関係団体等で構成される「青少年育成鴨川市民会議」は、各団体間における相互の情報提供や連絡調整を行うとともに、年間を通じた非行防止パトロール等を実施しており、継続して行うとともに、組織の充実を図ります。

また、「新型コロナウイルス感染症」に対し、パトロールの際に「密」にならないように「新しい生活様式」の感染対策を行い、安心・安全に開催できるように配慮します。

②学校・家庭・地域への啓発

青少年健全育成推進大会及び青少年育成指導者研修会を開催し、青少年健全育成に関する啓発と意識高揚を図ります。今後も青少年をめぐる問題・課題等をテーマに研修会を開催します。

しかし、いままで数多くの団体に研修参加を啓発していましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの参加者を募集することができないなどの問題点があり、今後どのように運営していくか検討します。

また、小中学生及び高校生等による青少年健全育成に関する作文等の発表会を開催します。

<主な取組>

取組	担当課
・青少年育成鴨川市民会議の組織の充実	生涯学習課
・青少年健全育成推進大会の開催	生涯学習課
・青少年育成指導者研修会の開催	生涯学習課
・小中学生及び高校生等による青少年健全育成に関する作文等の発表会の開催	生涯学習課

Ⅲ-2. 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

(1) 青少年育成団体の活動の活性化

次代を担う青少年に活動の場及び仲間づくりの機会を提供し、多様な体験活動を通じて青少年の健全育成を推進します。

青少年育成団体が学校及び警察署等との関係団体と連携しながら、地域と一体となった青少年の健全育成に努めます。

① 青少年育成団体活動の充実

青少年育成団体の指導者の交流を図りながら、球技大会、ウォークラリー大会、ジュニアリーダー講習会等青少年育成団体が連携した事業を開催します。

「ジュニアリーダー講習会」では多様な体験活動を通じてスキルアップを図ります。あわせて、感染症対策に配慮した対策を講じながら、参加者が安心して活動できるようにします。

② 体験の場・居場所づくりの推進

職場体験学習は中学校のキャリア学習教育の一環として、市内3中学校の2年生を対象に、職場体験学習を通じて、家庭や学校では経験することのできない様々な体験活動や、職場における礼儀やマナーについて実体験をする場としています。今後も学校と生徒の受け入れ先との調整等に努めます。

市内各小学校区に設置している土曜スクール(放課後子ども教室)では、学校休業日である土曜日(または日曜日)において市内の小学生が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う青少年の健全育成を支援するため、ボランティアスタッフである地域住民の指導のもと、異学年生との交流を交えながら、スポーツ活動、創作活動、文化体験活動等を積極的に実施し、参加児童の好奇心、探求心、向上心を育み、協調性や社会性の向上を図るほか、地域住民を交えた歴史探索等の機会に、市内施設を訪問し「ふるさと鴨川」を学ぶことで、郷土愛の醸成に努めます。

このほか、既存の学校支援ボランティア事業と放課後子ども教室事業を包括する新たな組織「地域学校協働本部」の構築に取り組み、従来のそれぞれ個別の活動の充実、総合化及びネットワーク化を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・球技大会、ウォークラリー大会、ジュニアリーダー講習会等 青少年育成団体が連携した事業の開催	生涯学習課
・職場体験学習の実施	生涯学習課
・放課後子ども教室(土曜スクール)の開催	生涯学習課

(2) 青少年育成団体と地域の連携強化

青少年健全育成の重要性を再認識し、青少年相談員活動を充実させるとともに、青少年育成鴨川市民会議をはじめとした青少年健全育成団体による活動の充実を図ります。

①青少年相談員活動の充実

様々な青少年相談員活動を広く周知し、関係団体等と連携を図り、青少年の健全育成に努めます。青少年育成鴨川市民会議・鴨川市子ども会育成連盟の事業に参加し連携を図ります。

②非行防止活動の推進

青少年育成鴨川市民会議や警察署等関係団体が連携し、夏休みや祭礼時期等を中心に、年間を通じて非行防止パトロールを実施します。

また、これと別に、青少年相談員による夏期パトロールを実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、パトロールの際に「密」にならないように「新しい生活様式」の感染対策を行い、安心・安全に開催できるように配慮します。

<主な取組>

取組	担当課
・青少年相談員活動の充実	生涯学習課
・青少年育成鴨川市民会議や警察署等関係団体が連携した非行防止パトロールの実施	生涯学習課

IV.文化振興

鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用

IV-1. 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術の振興

地域の文化・芸術活動の主役は市民一人ひとりです。市民の文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化・芸術に触れる機会を創出することにより、文化芸術に触れ親しむ環境を整備し、地域活性化を図ります。また、様々な分野の文化・芸術に触れる機会の拡充に努め、市民の文化芸術活動への参加割合を向上させていきます。

鴨川市には、先人たちが伝え残した多くの歴史文化遺産があります。本市に根付く地域文化を大切に思う姿勢を引き継ぎ、次代につなぐことは、市民一人ひとりが自分たちの集うまちに対する誇りを持ち続けることにつながります。

地域の特色に応じた優れた文化・芸術は、観光や産業等の地域経済への波及、中長期にわたる地域の活性化、及び市のブランド力向上といった効果も期待されており、自主的な文化芸術活動の振興を図ります。

①文化芸術団体の活動促進

市内の各文化団体等への活動支援を行います。鴨川市文化協会をはじめ、各文化芸術団体の活動状況を把握することに努め、それらの団体間の相互の交流を促進する、新たな組織づくりを進めます。

また、各文化芸術団体が日頃の活動成果を発表する公演やコンサート、発表会、展覧会等の活動を支援し、各団体の文化芸術活動の一層の振興を図ります。

②鑑賞機会の充実

今後は、多様な文化・芸術に触れる機会を拡充するため、文化芸術団体等の活動を支援するとともに、魅力ある主催事業を引き続き開催し、文化芸術の振興を図ります。

市民が一流の文化・芸術に触れるため、県内や都内等で開催される美術・音楽や演劇等の鑑賞機会を提供する取組を推進します。

郷土資料館・文化財センター等を中心に、展覧会、発表会等を開催します。展覧会解説講座やギャラリートーク、市内見学ツアー等を実施し、鑑賞の理解を促します。

市所蔵作品の有効活用の促進として、学校や公共施設で展示し、広く市民に親しまれるようにします。

また、収蔵資料・作品類の調査研究と有効活用をより推進していきます。

<主な取組>

取組	担当課
・各文化芸術団体等への活動支援	生涯学習課
・市主催の展覧会、発表会等を開催	生涯学習課
・文化芸術の鑑賞機会の提供	生涯学習課

IV-2. 文化施設の充実

(1) 文化活動の拠点施設の整備・活用

これまで、文化活動の拠点として利用されてきた市民ギャラリーや市民会館が耐震性の問題から休館、廃止となりました。文化芸術の振興を図る上で必要となる文化芸術団体の発表の場や鑑賞の場として、代替機能を持つ施設の確保や、新たな拠点の整備について、教育以外の活用も踏まえ、市の財政状況をみながら、市長部局とともに進めます。

①施設の確保と整備

市民が自主的な文化活動に取り組むことができる環境づくりとして、(仮称)小湊さとうみ学校、小中学校、公民館、ホテル等、市内の施設を活用し、市民の文化芸術活動の発表の場の確保に努めるとともに、市長部局とともに、これまでの市民会館に代わる教育以外の用途にも利用可能な、新たな文化芸術施設の整備について検討を進めます。

郷土資料館・文化財センターの整備・活用については、社会教育委員会議及び文化施設運営協議会等の委員の意見を踏まえ、公共施設等個別施設計画等と合わせて方向性を検討します。

②市民ギャラリーの整備

市民の文化芸術活動等の作品発表の場として活用されてきた市民ギャラリーは、地域文化の活性化に寄与してきましたが、現在は老朽化のため休館となっています。建物は保管庫として維持するとともに、収蔵作品は他の公共施設での展示を推進していきます。また、今後は、移転先の検討・確保に努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・新たな文化施設の検討と整備	生涯学習課
・市民活動の発表の場の充実	生涯学習課

IV-3. 歴史・文化の保全と活用

(1) 指定文化財保護活動の支援と適切な保護の推進

歴史的に価値のあるかけがえのない文化財を適正に保存するためには、文化財の所有者及び管理者と協力し、適切な保全と維持管理を継続する必要があります。市内に所在する文化財の適切な保護のために、所有者・管理者に対する活動支援や助成に努めます。また、郷土資料館や文化財センターでの展示の充実を図り、より多くの市民が歴史・文化に触れる機会を提供するとともに、市史の編さんに取り組みます。また、郷土芸能や伝統芸能等の地域文化の保存・活用を推進します。

①文化財等の実態調査

市内指定文化財の保護と管理に努め、指定文化財の管理状況や保存状態を把握する実態調査を継続的に行います。

市内には埋もれている歴史資料が数多く残されていると考えられ、近年、市民からの情報提供や、調査依頼の件数が増加しつつあります。引き続き、未だ埋もれている文化財に関する調査研究を行い、未指定文化財の価値を明確にし、指定の検討を進めるとともに、適切な保全と維持管理を支援します。また、調査研究で得られた成果を、郷土資料館・文化財センターの展示事業で広く市民に普及を図ります。

また、埋蔵文化財の保護にあたっては、地域の関係者や地権者の協力を得ながら遺跡の調査を実施し、本市固有の埋蔵文化財について保存と活用を図る取組に努めます。

②文化財保護活動への支援

市内指定文化財保護のための助成や保存活動支援に継続して取り組みます。

近年、新たな文化財としての評価に注目が集まる中、建物の老朽化が深刻化し、修復への取組が本格的に始まった県指定有形文化財「大山寺不動堂」を後世に守り継ぐために、県文化財課と連携して「大山寺の修復を目指す会」への支援と協力に努めます。

様々な機会を通して文化財保護の重要性を内外に周知します。さらに、市内の歴史文化資源である文化財を総合的に保存・活用し、魅力あるまちづくり・観光振興に活かしながら次世代に継承することを目的にした鴨川市文化財保存活用地域計画の策定に向け、検討と準備を進めます。

<主な取組>

取組	担当課
・所有者・管理者に対する活動支援や助成	生涯学習課
・鴨川市文化財保存活用地域計画の策定に向けた検討と準備	生涯学習課

(2) 市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

これまで古くから刻まれてきた歴史を後世へ伝えていくために、本市を一つの地域として横断的かつ総合的に捉え、より広い視野から市史を編さんする意義は大きいといえます。本市の歴史・文化の形成経過を明らかにし、郷土の歴史に関する正しい理解が深まるよう取り組むとともに、市内外に本市の歴史的特色の発信に努めます。

また、市史の編さんに必要な歴史的文献及び資料の保存及び調査研究を通じて、次世代に確実に伝えるよう取り組みます。

①市史編さんの継承

鴨川市の歴史的変遷を明らかにするため、市史編さんを継承して行ってきました。今後は、古文書資料の収集・整理、保存を進めるとともに、発刊計画が節目を迎えることから、得られた情報を効率よく広く普及するため、市史編さん委員会において今後の編さん方針、発刊計画について検討します。

また、最新の研究成果等を活用し、市史の理解が進むよう解説会等を継続して行います。

②史・資料の保存と活用

地道な研究及び周知活動の結果、新史料の発見が相次いでおり、継続して史料の収集・解読に努めます。また、史・資料の寄託・寄贈の受け入れと整理・保存を行います。

<主な取組>

取組	担当課
・市史編さん委員会の開催	生涯学習課
・古文書史料の収蔵と保存及び活用	生涯学習課
・市史の発刊計画の検討と策定	生涯学習課

(3) 地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

地域に埋もれた歴史や文化を新たな視点から掘り起こし、市内外へ広く情報発信することが求められています。これまで以上に地域に根ざしたテーマの調査研究を深め、その研究成果を市民が理解しやすい形で紹介し周知します。

また、歴史的文化財に限らない、地域の歴史に重要な役割を果たしてきた、教育・観光・商工業・まちづくり等様々な分野の遺産や文化資源の有効活用を図ります。さらに、本市の歴史・文化資源に関わる市内の人材の活用と次世代を担う人材の育成にも努めます。

①地域の歴史・文化の理解促進

地域の歴史・文化・民俗・暮らし等に関する調査研究を推進し、その成果を活かした企画展や関連講座、収蔵資料展等を、郷土資料館や文化財センターで開催します。また、本市の歴史・文化に興味関心をもつ年齢層を拡大する上からも、出前講座の開催等を通して、市内で埋もれていた歴史の再発見が市民の共通財産となるよう理解促進に努めます。

引き続き、従来のものでなく、新たな視点から資源の掘り起こしに努め、地域に根ざしたテーマの調査研究を深め、その成果について市民の理解が深まるよう広く紹介します。

また、郷土資料館の常設展示は、収蔵資料を有効に活用し、市民のニーズを踏まえ、魅力ある展示に努めるとともに、SNS等の情報発信の強化を進め、入館者の確保に努めます。

市民の郷土の歴史に対する理解を深めるため、また郷土を愛する心の醸成のために、公民館や学校、市内施設・団体等の講師派遣要請に応じて、出前講座等を実施するなど、研究成果の普及を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・地域の歴史・文化・民俗・暮らし等に関する調査研究の推進と成果を活かした展覧会及び講座(見学会等を含む)の開催	生涯学習課
・地域の歴史、文化資源の掘り起こしと有効活用	生涯学習課

V.スポーツ・レクリエーション

生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興

V-1. スポーツ環境の充実

(1) 施設の整備

市民誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しむ場の創出等により、地域のスポーツ環境の整備を推進することが求められています。

市民一人ひとりがスポーツに気軽に親しみ、健康の維持・向上が図られるよう、またスポーツ観光交流都市として観光客等のニーズに応えられるよう、スポーツ施設の整備充実に努めます。

①スポーツ・レクリエーション施設の整備

昭和63年に設置された鴨川市総合運動施設は、南房総随一のスポーツ施設として利用されています。今後も利用者が安全・安心に利用できるスポーツの拠点施設としての整備を進め、試合観戦やサイクリング等での利用者への対応や、地域住民の憩いの場の確保・健康の増進等を図ります。また、施設利用者の増加を図るため、文化体育館、陸上競技場、野球場を計画的に整備し、利用者の利便性、安全性の向上に努め、社会体育施設についても、計画的な整備と利用状況に応じた適正配置を検討します。

また、利用者が快適にスポーツ活動(各種大会、スポーツ教室、スポーツイベント等)に利用でき、競技力の向上及び健康増進につながる環境を提供するため、緊急度に応じ優先順位をつけ、修繕及び改修工事を行います。

社会体育施設の利用や学校体育施設の開放に関しては、受益者負担の原則に基づき、利用団体への応分の負担をお願いすることを含め、そのあり方を多面的に検討します。

指定管理者制度等民間活力の導入については、単にグラウンド等の維持管理を民間に安く委ねるというだけではなく、総合運動施設がまちづくりの観点から、その拠点施設として活かせるよう、利用形態も幅広く捉え、具体的な方法を検討し、移行していくとともに、コスト低減のためのネーミングライツや広告料収入の検討を行います。

あわせて、本市の地域特性、地域資源を最大限に活用し、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした合宿誘致等の活動で得られた各種競技団体とのつながりやノウハウを活かし、地域の活性化を図るとともに、オリンピック以降も、スポーツのまちづくりにつなげていきます。

<主な取組>

取組	担当課
・総合運動施設の充実	スポーツ振興課
・社会体育施設の整備	スポーツ振興課

V-2. スポーツの振興

(1) 市民スポーツの振興

市民総スポーツ社会の実現を図ることは本市スポーツ振興の基本であり、重要な施策と捉え、引き続き、生涯スポーツ、競技スポーツを促進します。施設管理の民間活力の導入と合わせ、ソフト事業についてもスポーツコミッション等を活用した、効果的なスポーツ・レクリエーション活動を展開します。

① スポーツ教室や大会の開催

スポーツやレクリエーションは、子どもたちの心身の発達をはじめ、生活習慣病の予防や日々の健康の維持増進、体力向上等に大きな効果が認められ、活気があり豊かな生活を続けていくうえで、大きな期待が寄せられます。このような中、市民が年代や性別、技術レベルを問わずに親しむ機会を設け、また、市民によるスポーツ団体の活動を支援していき、市民総スポーツ社会の実現を図ります。

このようなことから、生涯スポーツ、競技スポーツを促進するための各種教室、大会を開催していきます。

② 総合型地域スポーツクラブの支援

子どもから高齢者まで年代の枠を超えた一つのチームとして、誰でも気軽に参加することができ、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる場をつくり、健康づくり、地域の連携、世代間交流等を図ります。

今後は、少しでもスポーツに興味を持って、加入してもらえる市民を増やすための取組を推進するとともに、会員・指導者の募集を継続して行います。

③ 地域スポーツコミッションによるスポーツ教室等の開催

スポーツを地域資源として捉え、総合的かつ戦略的に、スポーツを通じた地域振興を図っていくための横断的な組織である、鴨川版地域スポーツコミッションの育成を推進します。今後はスポーツコミッションを中心に、里海・里山等地域資源とスポーツを組み合わせた取組や市民の健康づくりを推進し、市民のスポーツの習慣化による健康で質の高い生活、スポーツ観光都市による地域活性化につなげていきます。

④ 生涯スポーツの促進

子どもから高齢者、また障害者等が体を動かす楽しさを覚えられるスポーツの普及のため、各種教室の充実を図ります。生活習慣病の予防や機能回復のため、保健・医療と連携した活動を進めます。また、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に掲げられている「生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進」に対応し、健康・福祉分野との連携を図ります。また、スポーツ推進委員と連携しながら、各種大会や陸上教室、スキー教室、「鯛リンピックかもがわ」等を継続していきます。

総合型地域スポーツクラブ活動としては、子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりを目指す「鴨川オーシャンスポーツクラブ」の活動を継続して支援します。会員の確保に力を入れるとともに、将来の運営形態については、総合型地域スポーツクラブの趣旨に沿ったかたちで考証し、会員相互による自主運営の形式も視野に入れながら、あらゆる方向性を検討します。

また、スポーツボランティア体制の整備促進を進めるとともに、地域スポーツ指導者の育成と確保に向けて継続的に取り組みます。

⑤競技スポーツの促進

鴨川市体育協会及び地域競技団体等との連携による、競技力向上対策の推進を図るとともに各種競技団体・クラブの育成・支援をこれまで同様に進めます。今後も、体育協会ならではのメリットをPRしつつ、多様化する幅広いスポーツニーズに対応しながら、事業を展開し、市民の競技力の向上等レベルアップをはじめ、健康増進、仲間づくり等を推進します。

指導者の確保・育成に向けて、専門的な実技指導やトレーニング方法及びスポーツ医学的な指導ができるような研修会等の機会をつくり、地域指導者のレベル向上の場の提供・支援を行います。また、最新の指導スタイルやコーチングに対応した研修機会や情報の提供に努めます。

18の専門部から成る鴨川市体育協会を中心とした指導体制強化や千葉県民体育大会等への選手派遣等、競技スポーツ振興施策を推進します。

<主な取組>

取組	担当課
・スポーツ教室や大会の開催	スポーツ振興課
・総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ振興課
・地域スポーツコミッションによるスポーツ教室等の開催	スポーツ振興課

(2) スポーツイベント等の誘致

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、関係する各競技団体の合宿・大会等の受け入れの機会を通じ、それを市民等が見学・体験することで、「するスポーツ」、「観るスポーツ」を推進し、スポーツ人口の増加や競技力の向上、障害スポーツの理解促進等を進めていきます。

スポーツ関係団体等の合宿・キャンプ等の開催は、市民のスポーツ人口の拡大や意識の高揚に役立つほか、競技力の向上に大いに資する効果があります。加えて、地域経済の活性化にも寄与します。

スポーツ合宿・キャンプの誘致については、地域スポーツコミッションと連携し、本市の魅力国内外に発信すると同時に、新たな魅力の創造や掘り起こしを行い、全国レベルのスポーツ観光交流都市を目指します。

①各種スポーツイベントや講演会等の開催及び周知

各種スポーツイベントや講演会等関連イベントの開催及び周知を行います。また、大学等のスポーツ合宿等の受け入れ体制の充実を図ります。

市では、千葉県民球団のプロ野球「千葉ロッテマリーンズ」のキャンプ誘致のほか、女子サッカーチーム「オルカ鴨川FC」の活躍を、地域をあげて応援しており、これらの取組により郷土愛及び地域の一体感の醸成並びにスポーツ、文化、経済等の振興を図り、地域の活性化につなげます。また、一層の来場者の増加を目指し、宿泊関係者や既存の観光施設とのタイアップを図り、キャンプに合わせた魅力あるイベントの実施やおもてなしに取り組んでいきます。

また、スポーツ愛好者を増加させることにより、健康増進につなげ、またプロ野球選手を身近に感じることで、子どもたちに夢と希望を持たせられるような環境を整えていきます。

②スポーツ観光交流の推進

スポーツ観光交流都市を目指す中で「支えるスポーツ」の醸成は必須であり、ロッテキャンプの運営サポートを通じてボランティアスタッフを経験することは、意識・関心の向上につながるため、支えるスポーツに理解ある人材を増やし、「するスポーツ」、「観るスポーツ」への波及、ひいては「スポーツによる、まちづくり」へとつなげていきます。

千葉ロッテマリーンズ、オリパラ関連合宿、オルカ鴨川FC公式戦については、トップクラスのスポーツを誘致し、観戦や体験を進め、それをボランティア等で支えることを通じ、市民のスポーツ人口を増やすための動機付けやスポーツへの理解、本市の知名度の向上及び宿泊者・訪問者の増加、文化交流につながるものとして充実を図り、そのほかの合宿等誘致についても既存団体の満足度アップのほか、平日・閑散期の利用促進等調整を図りながらの実施を目指します。

<主な取組>

取組	担当課
・オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致	スポーツ振興課
・各種スポーツイベントや講演会等の開催及び周知	スポーツ振興課
・プロ野球球団のキャンプ受け入れ・継続的な誘致	スポーツ振興課

VI.家庭と地域の教育力向上

誰もが安心して学べるまちづくりの推進

VI-1. 子育て家庭の育ち支援

(1) 基本的な生活習慣と望ましい規範意識の育成

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣、善悪の判断、社会的マナー、自立心、豊かな情操等を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担っています。この家庭教育について、父母その他の保護者は、第一義的責任を有しており、その役割を果たすことが大切です。

このため、全ての子どもが適切な家庭教育を受けることができるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の学びや育ちを支援するとともに、情報の提供その他の家庭教育を支援し、家庭教育の一層の充実に取り組みます。

また、学校においては、家庭教育の土台を基に、生徒指導、教科指導、道徳教育、及び人権教育等のあらゆる教育活動を通じて基本的な生活習慣と望ましい規範意識等を育成し、子どもたちが自立して社会の構成員として生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育成します。

① 挨拶運動の奨励

「挨拶運動」は、地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住み良い生活環境を築くため、子ども同士はもとより、地域の大人が率先して出会った人に声をかける運動です。挨拶することで近所に顔見知りが増えれば、横のつながりができ、地域の雰囲気も明るくなります。引き続き、児童会活動、生徒会活動を中心として、子どもたちが意識を高くして取り組むことができ、また挨拶が習慣化するよう取り組みます。

また、子どもたちの挨拶運動を保護者に積極的に周知し、家庭や地域でも挨拶が習慣化するよう、PTA活動や家庭教育学級等と連携して理解を求めていきます。

② 睡眠と早寝早起き、朝食習慣の確立

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。また、子どもが望ましい生活習慣を身につけていくために家庭の果たす役割は大切です。しかし、家庭での基本的な生活習慣の定着が難しい状況もみられます。

このような状況から、子どもの基本的な生活習慣の確立や運動習慣の定着を図るため、習慣化ができていない子どもへ家庭と連携して、個別の指導や支援に努めます。また、引き続き情報発信のためのリーフレットの内容を充実させるなど、地域や家庭と課題等を共有し、改善につなげていきます。

<主な取組>

取組	担当課
・挨拶運動の実施	学校教育課
・生活習慣の確立に向けた取組	学校教育課

(2) 親とともに考える教育の推進

少子化や核家族化により、子育てについて親が孤立化し、ひとりで悩みを抱え込んでしまい、子育てに向きあえない傾向が指摘されており、学校・地域が親に寄り添った援助をさしのべる体制づくりが必要です。

家庭での親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた学びや支援が求められています。また、地域全体で子育て中の親の学びの支援ができる環境づくりを進めることも重要です。

①親の主体性を重視した学び

PTA活動や家庭教育学級の活動を通して、親の学びの機会を提供するとともに、親同士の関わりを活発にし、より充実した学びの実現に努めます。また、県が市町村の家庭教育担当者等を対象に実施する研修会へ参加します。

今後は、子どもたちのより良い成長につながるよう、保護者としての意識を高めていくために、効果的な方法について研修を重ねるとともに、関係機関との連携を更に深めます。

<主な取組>

取組	担当課
・親の学びプログラム	学校教育課

(3) 学校における子育て支援

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点です。親(保護者)は、人生最初の教師として、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断等の基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を養う上で、重要な役割を担っています。

①子どもを伸ばし自信をつけさせる家庭教育の推進

家庭や地域で役割を果たしている子どもたちについては、良い面を積極的に評価し、更に伸ばすことが重要です。子どもたちの能力・適性、興味・関心等に応じて、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすための家庭教育の大切さの啓発に努めます。学校、家庭、地域の三者で子どもたちを認め、褒める活動を連携して繰り返し行うことで、子どもたちの次の段階へ成長していこうとする意欲の向上を図ります。

②家庭での教育の目標設定

家庭での教育力向上のために、それぞれの家庭で親子が具体的に目標を持ち、日々取り組むことを呼びかけます。また、学校と家庭の連携をあらゆる場面で深められるよう、各校のミニ集会やPTA活動を通して学習の充実、家庭での取組の支援を行っていきます。

<主な取組>

取組	担当課
・褒める教育の実施	学校教育課
・家庭での教育の目標設定	学校教育課

VI-2. 親が育つ環境づくり

(1) 家庭教育の支援

「家庭はすべての教育の出発点、保護者は子どもにとって最初の教育者」であることから、家庭教育の充実に積極的に取り組みます。

保護者と学校が協力し、子どもたちの健全育成を図るPTA活動を活性化し、保護者一人ひとりが家庭教育の役割と大切さについて理解を深めるよう支援します。

子どもの成長や安全を地域全体で支えられるよう、学校・家庭・地域と連携して、家庭教育を支援する取組の充実に努めていきます。

①家庭教育・子育て支援庁内会議の充実

家庭教育や子育て支援、不登校支援及び福祉等に関わる部署による横断的・一体的な協力体制の整備を進めることによって、連携と情報共有を図るとともに、発達支援センター等、民間団体等の協力を得ることにより、家庭教育の充実に努めます。

②子育て学習会への支援

子どもたちが、基本的な生活習慣・規範意識・自立心・豊かな情操等を身につけ、心身の調和した健全な発達を図るため、家庭教育学級やPTA活動と連携した家庭教育の学びの場の提供、認定こども園や民間団体と連携した学習会、及びブックスタート事業や読み聞かせの推進等を通して、子育てに関する学習を支援します。

③PTA活動等を通じた子育て支援の促進

保護者によるバレーボール競技を通して市内PTA会員相互の交流を図り、PTA活動を推進するための連帯意識の高揚を図るとともに、子育ての悩みの解消や情報共有等の機会を提供することによって、子育てを支援します。

しかし、児童・生徒数の減少に伴い、PTA会員数も減少していることから、状況に応じて見直しを行い、改善を図ります。

また、地域の各種団体等による研修等を通して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・子育て学習会への支援	生涯学習課
・家庭教育学級の充実(家庭教育講演会の開催)	生涯学習課

(2) 保護者活動の支援

保護者の育ちを応援するため、学びの機会の充実が重要です。家庭教育の重要性について保護者自身が理解を深め、子育てに自信と喜びを感じられるように、専門家を活用した保護者の学習や研修の機会の充実に努めます。

①保護者研修機会の充実

公民館と認定こども園が家庭教育指導員及び社会教育指導員と連携して、家庭教育学級を継続的に開催します。

保護者の育ちを応援し、学びの機会となる「家庭教育講演会」を引き続き開催するとともに、内容の充実を図ります。

②家庭教育相談や家庭教育指導員の活用

天津小湊公民館内に家庭教育相談室を設置し、家庭教育指導員が家庭教育に関する様々な相談に応じています。相談室では「非行」「いじめ」「不登校」等の学校生活や交友関係の心配ごと、子育ての不安等の様々な相談に、電話や面接により相談を受けています。引き続き、相談活動の周知と充実に努めます。また、家庭教育、子育ての参考となる貴重な資料として「母の和だより」を毎月発行し、関係者に配布しています。

家庭教育指導員は、家庭教育に関する相談や指導を行うほか、子育て学習会についての支援・指導助言を行っており、その充実に努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・家庭教育学級の実施	生涯学習課
・家庭教育相談や家庭教育指導員との連携	生涯学習課

VI-3. 学びのセーフティネットの構築

(1) 子どもや家庭に対する相談・支援

教育を受ける機会は、誰しも等しく与えられるべきものです。子どもたちに安全・安心で充実した教育機会を提供するための体制を関係機関と連携し構築します。こうした教育環境の確保のために、支援が必要な子どもたちの存在を早期に把握し、その生活や学習を支えます。

①学校内の相談体制の充実

各学校では教育相談・生徒指導・特別支援教育に関する子どもや保護者からの相談を、いつでも受け入れることのできる体制を構築しています。計画的な相談期間の設定や突発的な相談に対応できるよう関係機関との連携をより充実させます。

さらに、全中学校にスクールカウンセラーを配置して対応しており、小学校においても、必要に応じて相談に対応しており、児童・生徒に対する心の相談や教職員・保護者への指導・助言により支援します。

②相談支援にあたる連携体制の構築

本市においては、庁内4課(学校教育課・子ども支援課・福祉課・健康推進課)及び関係機関と認定こども園・学校が連携を密にし、様々な問題に対応するネットワークを構築しています。

また、本市では鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター)内に総合相談窓口を設置し、24時間365日、いつでも、誰もが、相談できる窓口として活用されており、引き続き相談窓口の周知を図っていきます。

子ども・障害者・高齢者の枠組みにとらわれず、家庭の中の困りごとの相談に応じるため、職員のスキルアップのために、様々な研修会への参加を促進します。

<主な取組>

取組	担当課
・相談窓口の開設	学校教育課 子ども支援課 福祉課 健康推進課
・庁内4課連携によるネットワークの構築	学校教育課 子ども支援課 福祉課 健康推進課
・相談支援にあたる連携体制の構築	学校教育課 子ども支援課 福祉課 健康推進課

(2) 経済的困難者の助成・支援

『国民生活基礎調査』(厚生労働省 2019年調査)による我が国の「子どもの貧困率」は13.5%(OECDの所得定義の新基準による貧困率は14.0%)となっています。子どもの貧困は、子どもたちが持つ資質や能力の向上を妨げるものといわれており、社会全体で取り組むべき課題です。経済格差が教育格差とならないよう、幼児期から義務教育課程修了まで、切れ目のない教育費負担の軽減を目指します。

①経済的支援の充実

保護者の経済的負担を軽減するため、経済的な理由により小中学校の就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用を援助します。また、学校や関係機関、保護者等に各制度の周知を図ります。

②障害のある子どもや家庭への支援

障害や発達につまずきが見られる子どもたちが、その可能性を最大限に伸ばし成長することを支援するため、引き続き、特別支援教育就学奨励費や特別児童扶養手当の支給、育成医療の給付等を行います。また、学校や関係機関、保護者等に各制度の周知を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・就学のための保護者への支援体制づくり	学校教育課
・特別支援教育の推進	学校教育課

(3) 子どもの人権擁護と安全の確保

保護者等からの児童虐待は、法律上でも禁止されている行為ですが、不幸な事例は後を絶ちません。社会的な孤立や育児ストレスを抱えながら子育てをしているなど、それぞれの家族の問題は様々で、対応が困難な事例も少なくありません。早期発見体制の充実を図るとともに、通報があった場合は速やかに対応します。

①児童虐待防止対策の充実

こども園や学校は児童虐待の早期発見に重要な役割を担っており、増加する児童虐待に対応するため、早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの児童虐待の対応等について、関係機関との連携の強化や情報共有、役割分担の明確化等、取組の徹底を図ります。また、児童虐待に関するこども園・学校の教職員の意識の高揚を目指し、研修の充実を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・児童虐待防止対策の充実	学校教育課 子ども支援課

VI-4. 安全・安心な学びの場づくり

(1) 安全教育の推進

大規模な自然災害から身を守るためには、必要な知識を身につけ、正しい備えをすることで、防災対応能力を向上させる必要があります。児童・生徒等に対しては、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「安全で安心な地域づくりに貢献する意識」を高めたりする安全教育を行います。また、地域住民・保護者・関係機関との連携を強化するなど、学校安全管理体制の充実・徹底を図ります。

令和元年度の台風・大雨等により自然災害を経験し、各校で防災対応マニュアルや学校施設の避難所利用のマニュアルの作成、見直しを行っています。また、新型コロナウイルス感染症等、感染症対策についての啓発・実践を働きかけていきます。

①防災教育の充実

「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」を見直ししながら、各校の実態に応じた避難訓練や鴨川市合同津波避難訓練を実施し、実践の確認と防災意識の高揚を図ります。

地震発生から津波警報の発表時には学校と教育委員会、危機管理課が連携し、登録携帯電話への一斉配信サービス導入等を含め、緊急時の確実な連絡手段を確立できる環境づくりに努めます。

②交通安全教育の充実

警察署や交通安全協会、自動車教習所等の協力を得て、各学校において、子どもたちの実態に即した交通安全教室(歩行・自転車)を推進します。また、登下校時の交通現地指導を通して、交通ルールやマナーの指導を行います。

さらに、従来のリーフレットやDVDの活用をはじめ、ICT機器を活用した安全教育について検討し、日常的に交通安全についての啓発を行い、子どもたちが自らの命を自ら守る力を身につけられるように努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアルの見直し及びマニュアルに基づいた行動	学校教育課
・関係機関と連携した交通安全教室の実施	学校教育課

(2) 安全な教育環境づくり

学校は、学びの場であることに加え、子どもたちが将来に希望を持ち、夢を実現する準備のための大事な場所です。学校における子どもたちの安全を確保するためには、学校施設の安全対策を推進するとともに、自らの安全を守るための防犯教育等を充実する必要があります。

児童・生徒の通学時の安全確保のため、鴨川市交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。各学校から申し出のあった危険箇所について関係機関で協議の上、対策を施し、通学路の安全性を向上させます。

①通学の安全対策

鴨川市交通安全プログラムに基づき、警察署や土木事務所、市の担当課等の関係機関が集まり、通学路の危険箇所等の情報共有やその対策について協議する通学路安全推進会議を毎年開催します。また、隔年で通学路の合同点検を実施し、具体的な安全対策について検討します。

通学・通園バスの運行については、スクールバスや路線バス等で対応します。

学校統合等により、遠隔地から通学・通園することになった児童・生徒等には、バスの運行や通学費の補助により、通学を支援します。

②防犯対策

関係機関や保護者と連携し、校内や通学路の点検を行い、校内への不審者の侵入、交通事故や犯罪等についての安全マップを作成するとともに、「こども110番の家」の拡大等、引き続き、校内及び通学路の防犯対策を図ります。

毎年、小学校の新1年生を対象に防犯ブザーを配布し、防犯に対する啓発及び意識の高揚を図ります。また、集団下校の実施、学校職員による青色防犯パトロールや防災無線による大人への見守りの呼びかけ等の対策を実施します。

子どもの安全・地域防犯対策の推進については、子ども・子育て支援事業計画と連携し、安全マップの作成・活用、こども110番の家の設置を推進します。

<主な取組>

取組	担当課
・通学路安全推進会議の開催	学校教育課 都市建設課 危機管理課
・通学路の安全対策	学校教育課 都市建設課 危機管理課
・通学路の合同点検	学校教育課 都市建設課 危機管理課
・通学・通園バスの運行	学校教育課 子ども支援課 まちづくり推進課
・「安全マップ」の作成・活用、こども110番の家の設置	学校教育課

資料編

1 用語集

	用語	解説
あ行	アプローチカリキュラム	就学前の幼児が小学校の生活や学びに適應できるようにすることや、幼児期の学びと小学校教育をつなげるために作成する幼児期の教育カリキュラム。
	インクルーシブ教育システム	同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。
か行	乾式フロア	屋内の他の部屋と同様の建材で(段差を設けずに)床や壁が構築されており、水を用いて洗い流す清掃法が念頭に置かれていないトイレの総称。
	キャリアパスポート	小学校から高校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができるポートフォリオのような教材のこと。 ※ポートフォリオとは、学習の過程や成果等の記録をまとめたもので、学習者が今までどのようなプロセスで学び、成長することができたかを確認することができる。
	グローバル化	人・商品・お金・情報等が国境を越えて移動し、世界が一体化すること。
	ゲストティーチャー	特別に指導を行う一般市民のこと。教員免許状の有無は問わない。
	公共施設長寿命化計画	長期的な財政負担の軽減・平準化を図り、施設の長寿命化を着実に実行することを目的に、公共施設(建築物)の今後必要となる更新・改修・修繕・維持管理の内容、時期、費用等を示した計画。
	公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。
	高度情報化	情報通信ネットワークを利用し、音声、文字、データ、画像等多様で大量の情報を相互に交換することにより、企業等だけでなく、政府、教育機関、一般市民が、ビジネス、医療、教育、福祉、娯楽等様々な分野の活動を電子ネットワーク上で行えるような社会のこと。
	コーチング	本人特有の感情や思考のはたらきを行動の力に変えることで目標達成や自己実現を促す、コミュニケーション技術。
	コーホート変化率法	各コーホート(同年または同期間)の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

	用語	解説
さ行	社会教育指導員	地域での社会教育活動に関わる専門的な指導者。
	ジュニアリーダー	地域活動のリーダーとして活動する青少年のこと。本市では小学校5・6年生を対象に、必要な知識及び技術を修得するための講習会を行っている。
	生涯学習人材バンク	「自分の知識や技能等を教えたい」人が登録し、講師等を探している方に紹介する制度で、教える方・教わる方双方の「学びたい」という気持ちに応える制度。
	新型コロナウイルス感染症	「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれる。
	スクールカウンセラー	学校現場で子どもや保護者等の心のケアや支援を行う人。
	スポーツコミッション	スポーツ大会や合宿を招致したり、育成したりすることにより、交流人口を増やすなど、地域活性化につながる取組を推進する組織のこと。
	セカンドブック事業	新生児に絵本を贈るブックスタート事業に続き、読書習慣の更なる定着のため、2冊目の本を贈るもの。
	セーフティネット	あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度や仕組み。
	ソーシャルネットワークサービス	友人や趣味が近い仲間等とのコミュニケーションを活発化する、コミュニティ型のWebサイト及び会員制インターネットサービス。SNSともいう。
た行	第4次産業革命	IoT・AI・ビッグデータを使うことにより起こる製造業のイノベーションのこと。
	多層指導モデル MIM	MIMは、Multilayer Instruction Modelの略で、多層指導モデルという意味。通常の学級において、異なる学力層の子どもへのニーズに対応した指導・支援を提供。特に子どもが学習につまずく前に、また、つまずきが重篤化する前に指導・支援を行うことを目指している。
	千葉県版親プロ「きずな」	家庭教育支援事業として作成されたプログラム。「つながり」をキーワードに、親の主体性を重視し、体験型・ワークショップ形式を中心とするものとなっており、親同士の心を開き、学び合いを深め、見方や考え方が広がることをねらいとしている。
	超スマート社会	「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会」のこと。
	電子書籍(デジタル)	インターネット上で流通し、パソコンやスマートフォン、タブレット等で閲覧する、電磁的に記録された読み物の総称。

	用語	解説
	特別支援教育コーディネーター	各園・学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口となる人のこと。
	土曜スクール	土曜日等に地域の方々の協力のもと、学習やスポーツ・文化活動、体験活動等を行う事業のこと。国が進める「放課後子ども教室」の本市における通称。
な行	ネーミングライツ	スポーツ・文化施設等の名称に企業名を付けることで、施設の管理運営のための資金を調達する手法。命名権ともいう。
は行	ビジョン・トレーニング	ものを目で捉える力や目で見たものを脳で処理し、体を使って動かす機能を高めるトレーニング。
	ビッグデータ	従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義はなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。
	ブックスタート	0歳児に「絵本」を贈る活動で、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけをつくる。
	ブロードバンド	インターネットの世界でよく使われ、「高速大容量回線」のことを指す。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無に関わらず、全ての人にとって使いやすくなりやすいように意図してつくられたデザインのこと。
わ行	ワイヤレス化	無線化のこと。
A	AI	「Artificial Intelligence」の略で、インターネット上に存在する膨大な量のデータの中から、統計・確率的に分析を行い、最も確からしい解を導き出すプログラムのこと。「人工知能」ともいう。
G	GIGAスクール構想	義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境等を整備する計画のこと。
I	ICT	ICT (Information and Communication Technology) は、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。以前は「IT」が使われていたが、総務省の「IT政策大綱」が2014年から「ICT政策大綱」に名称変更するなど、日本でも定着しつつある。
	IoT	「Internet of Things(モノのインターネット)」の略で、センサーを搭載したモノ同士がインターネットを介してつながることにより、人が介在しなくてもモノが自動でサービスを提供してくれるシステムのこと。
O	OECD	経済協力開発機構のこと。
P	PDCAサイクル	事業活動における管理報告業務を効果的・効率的に行うための手法の一つ。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の4つのステップからなり、これらを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

	用語	解説
S	SDGs	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なもの。
	Society 5.0	日本政府が策定した第5期科学技術基本計画で提唱されている社会システムのこと、「超スマート社会」を実現する取組であると位置づけている。
T	TT指導	TTとはティームティーチングのことを指し、複数の教師が協力して授業を行う指導方法。
W	Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機等のネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術のこと。

2 関係団体意見

記入依頼団体： 鴨川市校長会、鴨川市認定こども園園長会、鴨川市養護教諭会、鴨川市学校給食センター運営委員会、鴨川市公立学校PTA連絡協議会、社会教育委員、千葉県立長狭高等学校、学校法人令徳学園鴨川令徳高等学校、鴨川市子ども会育成連盟、鴨川市青少年相談員連絡協議会、ボーイスカウト鴨川第5団、鴨川市文化協会、鴨川市市民音楽祭実行委員会、鴨川市文化財保護審議委員会、鴨川市文化施設運営協議会、鴨川市市史編さん委員会、鴨川市立図書館協議会、中央公民館、鴨川市スポーツ推進審議会、鴨川市体育協会、鴨川市スポーツ少年団

実施時期 : 令和2年9月

●現在の活動で課題と思うこと

【新型コロナウイルス感染症対策】

感染症対策をしながらの活動、行事の推進。感染拡大防止のための施設内の消毒や体調管理。オンライン学習やリモート授業の実施。

【子どもに関すること・教育】

子どもたちが将来も住み続けたいと思うまちづくり、地域の中で育つという環境をつくる必要がある。

学校のクラブ、スポーツ少年団と両立することが難しく、活動がおろそかになること、中高の連携不足、子どもの自尊感情と自己肯定感の育成、特別な配慮を必要とする子どもへの対応等のほか、市に留学生を積極的に受け入れようとする姿勢や、留学生に対するケアがないこと等も挙げられていた。

【少子高齢化・人口減少】

少子化による参加者（部員・加入者等）の減少と、それに伴う活動の限界、存続の危機等。市内在住生徒の市外高等学校への流出（定員の確保）。

【文化活動・文化施設等】

市民会館が閉館となり、発表の場を失った。文化、芸術施設がない。古文書、古記録類の調査、保存、図書資料の充実。図書館が継続的発展的に躍動していくには、予算の確保と職員の適切な配置が求められる。

【スポーツ・健康】

年齢や性別、障害等を問わず、広く市民が関心、適性等に応じた地域総合型クラブに重点を置き、クラブハウスの設置活動全体をコーディネートする必要性。

部員の減少等が顕著になり、競技力向上・競技スポーツの振興の面からも課題となる。地域社会全体が連携し、協力し、スポーツの一本化をしていく必要があるのではないかと。子どもの減少で、団自体の存続の危機、野球の試合をする会場の確保が難しい、など。

●その課題を改善・解決するために「できること」「考えられること」

【新型コロナウイルス感染症対策】

新型コロナウイルス感染症対策のための職員の配置（消毒、掃除、アドバイス等）。クラス単位の行事の取組、園外保育の行き先の検討、保護者の理解等。

【教育】

I C T研修の実施、専門職員の配置、教育支援員の増員。留学生への経済的支援、国際交流事業の推進、ホームステイプログラム、留学生と小中学生との交流プログラム。

【少子高齢化・人口減少】

公民館が先導的に地域の課題に目を向け、意見をくみ取りながら、地域ごとの活動を活性化することにより、全体の活性化につなげる。子育てがしやすい街、充実したI C T環境、交通の便と交通費の補助、等インパクトのある目玉政策のもと「地域の子は地域で育てる」ことを目指す。

【文化活動・文化施設等】

市民会館やギャラリー等の整備された施設が必要。博物館、美術館等の企画展等の見学研修会、交流会への参加の機会を増やす。文化財の発掘、保護、広報等の事業に係る予算の確保、市内の資料の存在確認調査と保存活用方法の検討。「図書館アピール」の場の設定、「図書館行事への支援」と一体感を醸成する活動の推進等。

【スポーツ・健康】

市独自に体育専門科教員、即ち派遣主事設置を要請し、生涯スポーツにつなげる。
多様化するニーズに対応したスポーツ教室やスポーツイベントの開催や参加により多様化を図る一方、鴨川ならではの種目を重点的に推進するなど、メリハリのあるスポーツ施策を実施する。
1つの競技ではなく複数の競技をして、団員を確保する。保育園、幼稚園と協力して色々なスポーツイベントを行う。

●市内の他団体、市外の関係団体との交流や連携についての現在の状況と今後やってみたい取組や活動

【現在の状況】

他団体や関係団体との交流連携・協力を努めているという意見がほとんどであるが、市外の関係団体とは一部を除くとあまり交流がないという意見も見られた。

【今後やってみたい取組】

子どもたちの心身の発達を促す活動の場の提供、地元の団体や、不登校ぎみ・発達支援の必要な児童生徒に関わる機関との連携の拡大。留学生の活躍の機会や、老朽化している公民館の改革等。

【要望】

市内にある団体と、その内容がわかる資料の一覧があるとよい。近くの市町村の給食の情報や、運動会等の市民参加のイベントの実施等。

●子どもたちの心身の健やかな成長や、「家庭」と「地域」の教育力・育てる力を高めるために必要な取組・活動

【家庭】

親を育てるための取組。また親となる前からの幼少期・学童期・思春期と各年代に見合う「生活教育」「家庭教育」を実施していくこと、子育て支援（相談できる場・子育て情報の発信・働く親への支援）が必要である。親子間の交流（子どもたちの話をよく聞いてあげる）、保護者の学校への関わりを増やす、生活習慣の確立（食育・あいさつ等）、スポーツを通じたマナーの習得や親子での参加等。

【地域】

学校と地域がパートナーとして、連携、協働する仕組みづくり。「声かけ」等を行い、地域全体で子どもたちを支援し、成長を見守っていくことが大切だと感じる。地域の人材を活用、祭りへの積極的な参加、地元食材の活用、読書、あいさつ、スポーツの推進等。

●子どもたちが安全・安心に学校生活を送るために必要な、地域として取組や支援

【安全指導・巡回・(地域の)見守り】

防犯パトロール、登下校の安全指導、地域による見守り、防災教育の充実や推進、地域ボランティアの拡大、学校公開、地域の行事等。

【点検】

通学路の危険箇所点検、台風・津波に対する対策の更なる強化と、避難施設の充実。学校の設置場所が本当に安全か、検討が必要。

【周知】

地域の中で子どもを育てる意識と、地域の取組の情報、「広報かもがわ」等による「子育てボランティア」に関する情報提供、公民館の存在を子どもたちに知ってもらい、いざという時の相談窓口として、公民館を利用してもらう。

【その他】

学童保育、預かり保育の充実と支援等。

鴨川の伝統文化を理解することにより郷土愛を高めたり、楽しくスポーツに親しめる機会、競技力を高められる環境の提供による心身の健全育成への取組。

●市教育委員会及び市行政へ期待すること・新しい「教育振興計画」への要望

【学校教育・教育環境の整備】

学校教育環境の整備充実・校舎の大規模改修、教員の働き方改革、オンラインを利用した職員の研修体制の整備（新型コロナウイルス感染症拡大防止）、ICTを活用した情報教育の充実（オンライン学習やリモート授業）とともに、教師と児童生徒とのコミュニケーションがおろそかにならないような工夫等。

【文化】

音楽や演劇が上演できるホールがあるとよい。新市民会館の建設を要望。観光業（ホテル、温泉、サーフィン等のマリンスポーツ関連等）を営んでいる方を学校教育に巻き込む仕組み。様々な資料は、後世の評価に耐えるよう極力保存することが大切等。

【市行政・まちづくり】

市民生活に関わることは、できる限り情報公開することが市民の協力と理解につながることを大切にしたい。中学生や高校生が、将来鴨川に帰って来たい、あるいは、都会にいても鴨川のことを発信してくれるような魅力ある市になってほしい。教育振興計画のキャッチコピーは、短くわかりやすいもの（例えば「笑顔あふれる鴨川市」「笑い声のこだまする鴨川」等）がよいなど。

その他、【健全育成】【食育】【社会教育】に関する意見等が見られた。

3 学校教育の状況

①認定こども園一覧

(令和2年5月1日現在 単位:組・人)

認定こども園名	住所	学級数	教職員数
江見認定こども園	鴨川市宮 1455 番地	3	11
鴨川認定こども園	鴨川市横渚 510 番地	4	16
西条認定こども園	鴨川市八色 869 番地	3	10
田原認定こども園	鴨川市太尾 369 番地1	3	10
長狭認定こども園	鴨川市松尾寺 417 番地	3	12
天津小湊認定こども園	鴨川市天津 1208 番地1	3	12
認定こども園 OURS	鴨川市広場1726番地1	10	59

②小学校一覧

(令和2年5月1日現在 単位:組・人)

学校名	住所	学級数	教職員数
江見小学校	鴨川市宮 1451 番地 1	8 (うち、特別支援学級2)	14
鴨川小学校	鴨川市横渚 500 番地	14 (うち、特別支援学級3)	23
東条小学校	鴨川市西町 364 番地	16 (うち、特別支援学級4)	27
西条小学校	鴨川市打墨 220 番地	9 (うち、特別支援学級3)	17
田原小学校	鴨川市坂東 285 番地	8 (うち、特別支援学級2)	13
長狭小学校	鴨川市宮山 176 番地	8 (うち、特別支援学級2)	13
天津小湊小学校	鴨川市天津 1166 番地	10 (うち、特別支援学級4)	16

③中学校一覧

(令和2年5月1日現在 単位:組・人)

学校名	住所	学級数	教職員数
鴨川中学校	鴨川市広場 2201 番地	19 (うち、特別支援学級4)	39
長狭中学校	鴨川市宮山 176 番地	5 (うち、特別支援学級2)	17
安房東中学校	鴨川市天津 1033 番地	5 (うち、特別支援学級2)	15

表①②③中の教職員数は本務者のみ (資料: 学校基本調査)

④学校給食センター

住所	給食形態	給食供給数	職員数
鴨川市貝渚 223 番地 1	完全給食 5 日制/週 (主食・副食・牛乳) ・ごはん(月・水・金曜日) 3 日制 ・パン(火・木曜日) 2 日制	約 2,500 食 (教職員等 含)	6名 (うち、県職 栄養士2名)

⑤鴨川市内認定こども園・小中学校 園児・児童・生徒数(令和2年5月1日現在 単位:人)

認定こども園名	3歳児	4歳児	5歳児	合計
江見認定こども園	14	19	11	44
鴨川認定こども園	27	16	18	61
西条認定こども園	24	17	21	62
田原認定こども園	11	14	12	37
長狭認定こども園	17	11	19	47
天津小湊認定こども園	17	19	22	58
認定こども園 OURS	88	77	88	253
合計	198	173	191	562

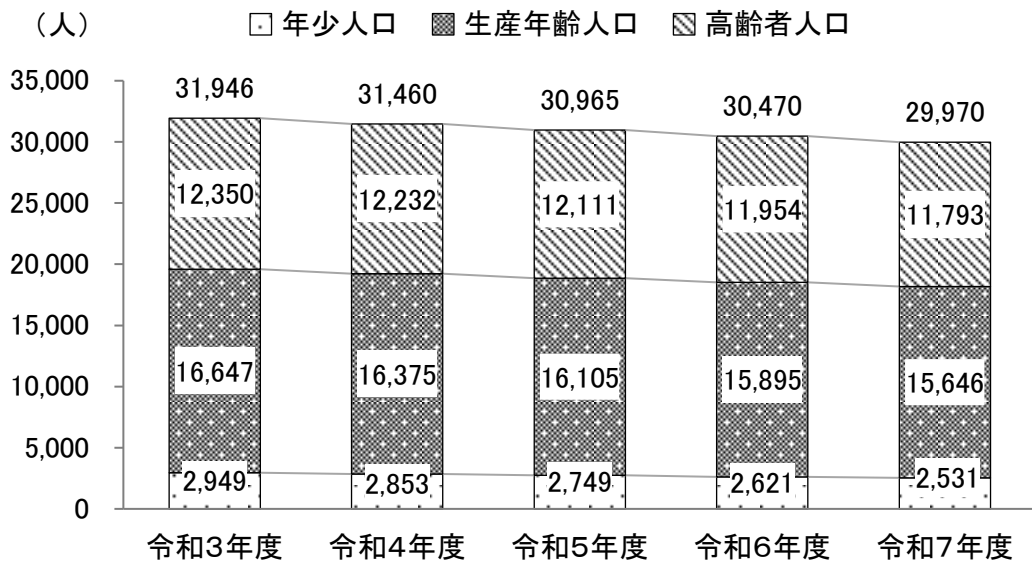
学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
江見小学校	25	17	25	23	17	34	141
鴨川小学校	35	42	50	41	41	51	260
東条小学校	50	56	54	49	44	57	310
西条小学校	20	21	27	26	36	39	169
田原小学校	12	10	17	20	15	20	94
長狭小学校	9	21	28	14	31	30	133
天津小湊小学校	33	23	32	29	30	26	173
合計	184	190	233	202	214	257	1,280

学校名	1年	2年	3年	合計
鴨川中学校	164	163	181	508
長狭中学校	24	24	31	79
安房東中学校	27	23	31	81
合計	215	210	243	668

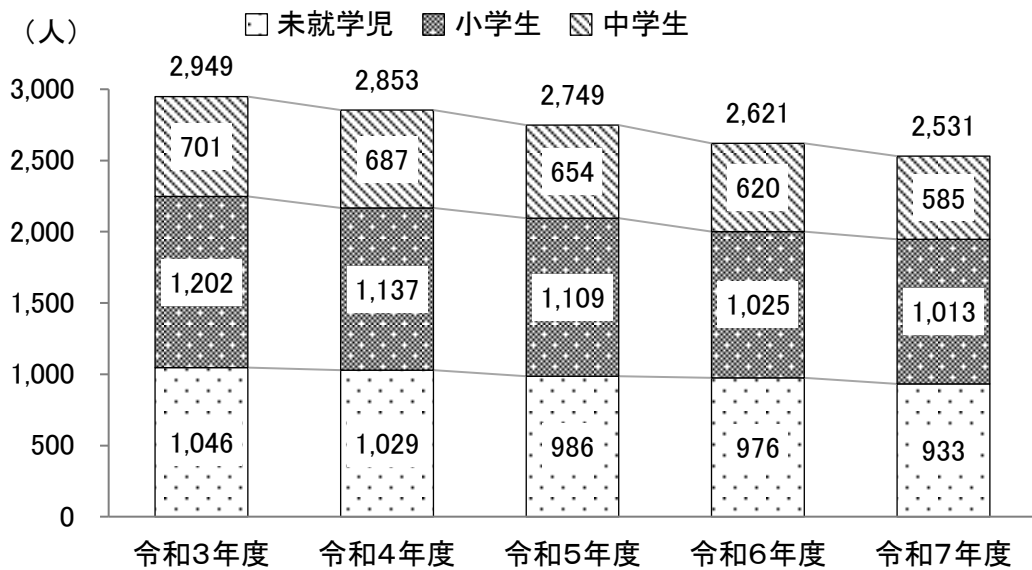
⑥計画期間中の人口推計

(※コーホート変化率法により算出、グラフは第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画より作成)

<3区分別人口>



<年少人口の内訳>



4 生涯学習施設・地域クラブ等の状況

①生涯学習関連施設(令和元年度)

施設名	所在地	延べ利用者数	主な利用内容		
			教室等	クラブ等	
公民館	中央公民館	鴨川市前原60番地	17,203 人	51 回	1,051 回
	大山公民館	鴨川市金束5番地	3,288 人	21 回	161 回
	吉尾公民館	鴨川市松尾寺454番地2	3,595 人	7 回	233 回
	主基公民館	鴨川市成川34番地	2,433 人	17 回	167 回
	江見公民館	鴨川市東江見 376 番地 5	2,343 人	10 回	220 回
	太海公民館	鴨川市太海 2030 番地 2	4,452 人	18 回	383 回
	曾呂公民館	鴨川市仲町 590 番地 1	2,712 人	25 回	133 回
	田原公民館	鴨川市太尾 368 番地 1	4,977 人	23 回	242 回
	西条公民館	鴨川市八色 1244 番地 1	5,424 人	36 回	269 回
	東条公民館	鴨川市広場 1588 番地 1	10,978 人	59 回	596 回
	天津小湊公民館	鴨川市天津 1092 番地 7	8,636 人	61 回	330 回
鴨川市立図書館	鴨川市横渚1428番地	入館者数 54,229人 貸出延べ冊数 120,094冊 蔵書数 101,055冊			
図書館分室	江見分室	江見公民館内	蔵書数約 802冊		
	大山分室	大山公民館内	蔵書数約 2,549冊		
	曾呂分室	曾呂公民館内	蔵書数約 798冊		
	天津小湊分室	天津小湊公民館内	蔵書数約 4,508冊		
郷土資料館・文化財センター	鴨川市横渚1401番地6	入場者数1,869人 ・資料保存(14,825点) ・市史編さん資料(37,432点)			
青少年研修センター	鴨川市平塚1717番地15	利用者数 2,955人			
ふるさとシアター(視聴覚センター)	鴨川市天津1092番地7	利用者数142団体 1,642人 貸し出し数(機器15点、教材0点)			
わんぱくハウス	鴨川市天津78番地	利用者数 1,281人			

②社会教育関係団体・グループ等(令和元年度)

団体等		内訳
青少年育成団体	1.子ども会	56団体
	2.子育て学習会	3グループ
	3.育成団体	5団体 (ボーイスカウト鴨川第5団、鴨川市公立学校PTA連絡協議会、鴨川市子ども会育成連盟、鴨川市青少年相談員連絡協議会、青少年育成鴨川市民会議)
文化団体	1.文化協会	1団体(10部門199人)
	2.公民館クラブ等団体	190団体

5 スポーツ施設・団体・関連事業の状況

①スポーツ関連施設(令和元年度)

施設名		所在地	延べ利用者数
総合運動施設	野球場	鴨川市太尾866番地1	10,247人
	ソフトボール場		11,257人
	文化体育館		35,980人
	陸上競技場		7,270人
	サッカー場		18,550人
体育センター	グラウンド	鴨川市貝渚242番地	5,620人
	弓道場		3,240人
小湊スポーツ館	体育館	鴨川市内浦1923番地	6,390人
	柔道場		3,710人
	剣道場		227人
大川面運動広場	グラウンド	鴨川市大川面32番地	8,804人
	テニスコート		56人
宮運動広場	グラウンド	鴨川市宮596番地1	30人
大山庭球場	テニスコート	鴨川市古畑90番地3	2人
芝浜プール	プール	鴨川市横渚808番地54	休止

②スポーツ団体等(令和元年度)

団体等	
1. 体育協会	15競技団体
2. スポーツ少年団	14団体、5種目225人、指導者77人
3. 地域スポーツクラブ	3クラブ91人
4. 総合型地域スポーツクラブ (鴨川オーシャンスポーツクラブ)	会員109人、指導者18人

③スポーツ・レクリエーション関連事業の実施事業(令和元年度)

種類	名称	主催
体験・教室	小学生陸上競技教室	鴨川市
	鴨川市スキー教室（雪不足のため中止）	鴨川市スキー教室実行委員会
	少年野球教室	千葉ロッテマリーンズ鴨川後援会
競技大会	山口順一杯中学校陸上混成競技大会 (陸上競技場改修工事のため中止)	鴨川市・千葉県小中学校体育連盟安房支部
	第8回鴨川オーシャンカップ (台風のため中止)	鴨川オーシャンスポーツクラブ
	市民ゴルフ大会	鴨川市民ゴルフ大会実行委員会
	地域スポーツクラブ対抗球技大会	鴨川市地域スポーツクラブ連絡協議会
	南房駅伝大会(台風のため中止)	実行委員会(南房総市・館山市・鴨川市・鋸南町各体育・スポーツ協会)・鴨川市・鋸南町教育委員会・館山市教育委員会・南房総市教育委員会・毎日新聞社
	長狭街道駅伝競走大会(台風のため中止)	鴨川市・鋸南町・両市町教育委員会
	令和元年度鴨川市ミニ駅伝大会 (陸上競技場改修工事のため中止)	鴨川市
	市民スポーツ大会	鴨川市体育協会
市民スポーツ大会ゴルフ競技 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	鴨川市民ゴルフ大会実行委員会・鴨川市体育協会	
健康・交流・レクリエーション	鯛リンピックかもがわ(台風のため中止)	鯛リンピックかもがわ実行委員会
その他	安房地区スポーツ・レクリエーション祭 (台風のため中止)	安房地区スポーツ推進委員連絡協議会
	ウェルKAMO Xmas GAMES 2019	鴨川市
	千葉ロッテマリーンズ秋季キャンプ	鴨川市
	千葉県民体育大会(スキー競技のみ中止)	(財)千葉県スポーツ協会

6 政策の動向

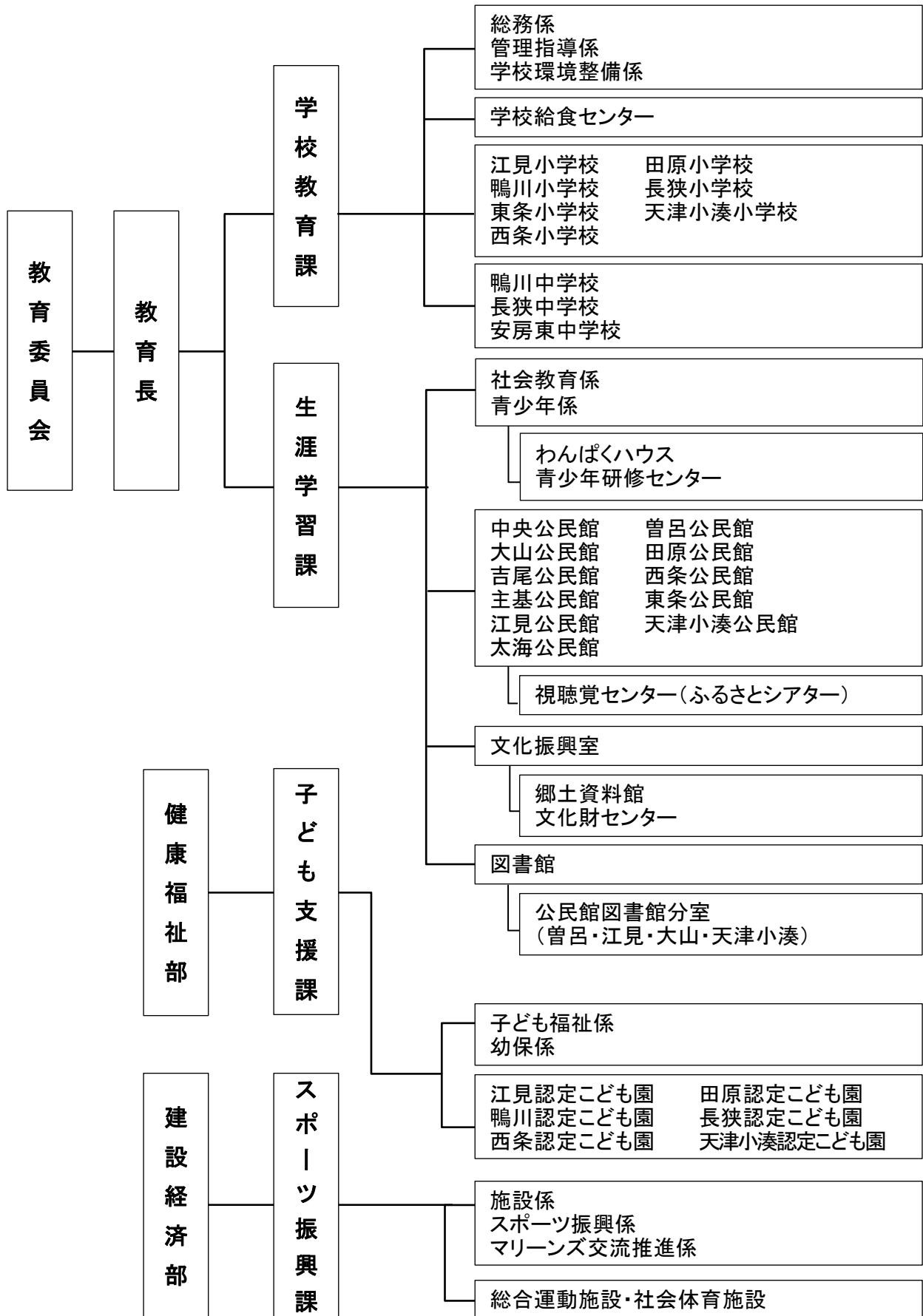
国・県の動き

平成 21(2009)年	
4月1日	「学校保健法等の一部を改正する法律」施行
	「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」施行
	「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令」施行
	「学校環境衛生基準」施行
	「学校給食衛生管理基準」施行
	「学校給食実施基準」施行
	教員免許更新制の導入
平成 22(2010)年	
2月8日	「幼稚園施設整備指針」改訂
3月30日	「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」改訂
4月1日	「子ども・若者育成支援推進法」施行
7月27日	「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画について」通知
8月26日	「スポーツ立国戦略ースポーツコミュニティ・ニッポンー」策定
平成 23(2011)年	
5月24日	「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」及び「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」改正
8月24日	「スポーツ基本法」施行
11月15日	「幼稚園における学校評価ガイドライン」改訂
平成 24(2012)年	
3月30日	「スポーツ基本計画」策定
3月31日	「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画『スポーツ立県ちば』の実現を目指して」策定
3月	「千葉県青少年総合プラン」策定
4月1日	「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令」及び「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示」施行
4月27日	「学校安全の推進に関する計画」閣議決定
6月27日	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」施行
9月5日	「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」策定、公表
	「古典の日に関する法律」施行
12月19日	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」告示

平成 25(2013)年	
1月30日	「学校給食実施基準等の一部改正について」告示
3月13日	「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」通知
6月14日	「第2期教育振興基本計画」閣議決定
7月15日	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定
9月28日	「いじめ防止対策推進法」施行
10月11日	「いじめ防止基本方針」策定、公表
平成 26(2014)年	
4月1日	スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業について、厚生労働省から文部科学省に移管
	「千葉県いじめ防止対策推進条例」施行
7月25日	「学校施設整備指針」改正
平成 27(2015)年	
2月10日	第2期教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」策定
3月31日	「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定
	「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)」策定
3月	「第2次千葉県青少年総合プラン」策定
4月1日	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」施行
5月22日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－(第4次基本方針)」閣議決定
6月17日	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立
10月29日	「千葉県の教育の振興に関する大綱」策定
平成 28(2016)年	
1月25日	「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」策定
平成 29(2017)年	
3月	「平成 29・30 年改訂学習指導要領」公示
4月	第 12 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定
平成 30(2018)年	
3月6日	「文化芸術推進基本計画」閣議決定
3月	「第3次千葉県青少年総合プラン」策定
6月15日	「第3期教育振興基本計画」閣議決定
令和元(2019)年	
4月1日	「学校教育法等の一部を改正する法律」施行
令和2(2020)年	
2月	第3期教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」策定
	「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」策定

7 鴨川市教育委員会及び関係部署組織図

(令和3年3月現在)



鴨川市教育振興計画（第3期 令和3～7年度）

鴨川市教育委員会

〒299-5503

千葉県鴨川市天津 1104 番地

事務局担当 学校教育課

TEL:04-7094-0512

FAX:04-7094-0531
